

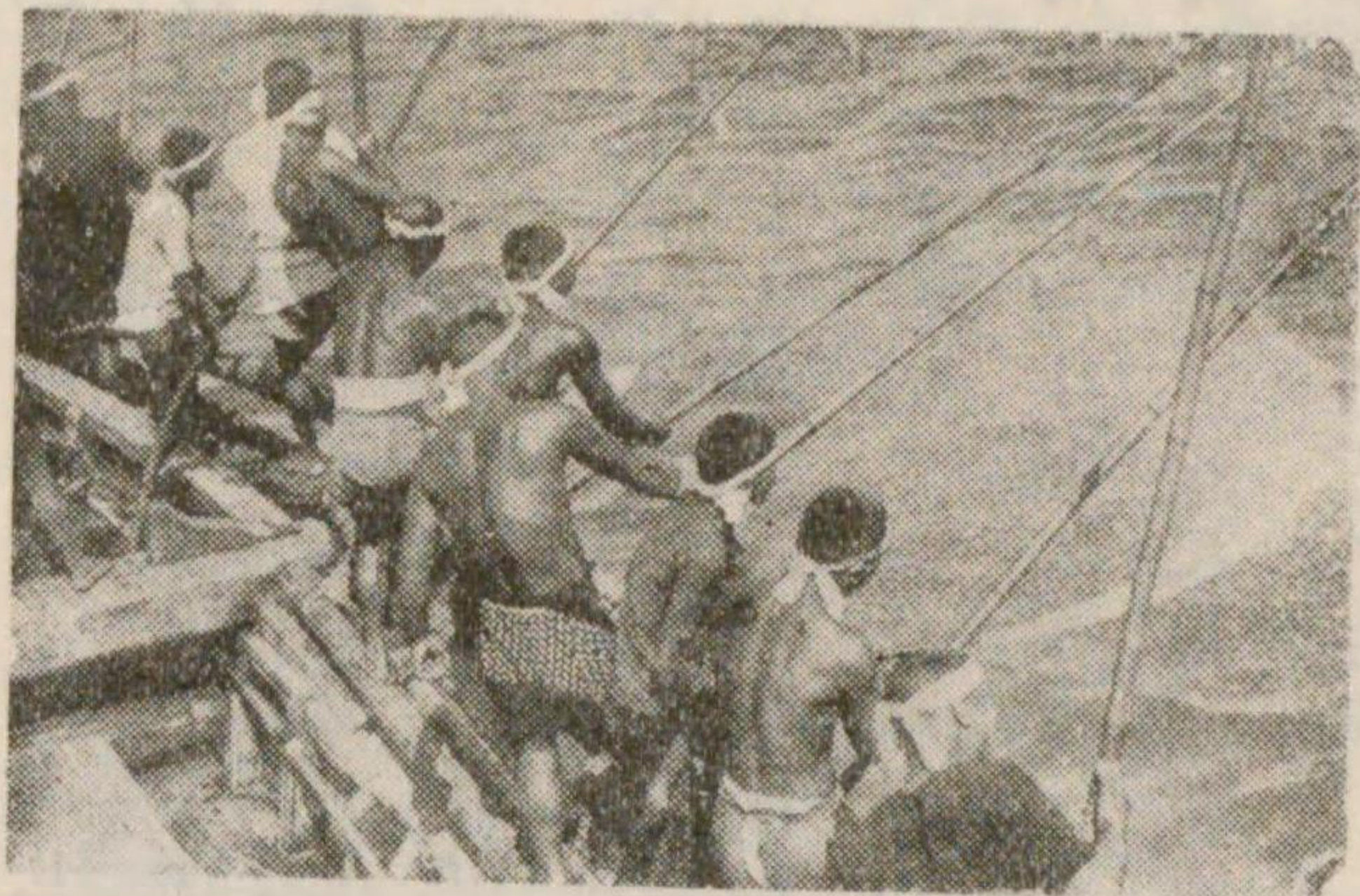
漁船と無線電信

遠洋漁業に従事する漁船には無線電信機を装置し、陸上には特に漁業用無線局が設立されて、その局から放送される通信は晝間は六百哩、夜間は一千二百哩位までの範囲にある船はこれを聞くことが出来る。従つて漁船としては無線によつて漁群の移動を居ながらにして知るは勿論、歸港前に漁獲物處理に就ての陸上との打合せ、遭難防止等その利用範囲は頗る廣い。

近海漁業

漁撈に於ける遠洋と近海の區別は、海運の如く緯度、經度によつて截然と別けられて居るものではない。従つてトロール船や機船底曳網が僅かに制限區域外近く現はれることもあれば、近海漁業とされる、鮪、

勇壯な鰹釣漁業



もこの種に屬する。

沿岸漁業

本邦沿海に於ける漁場は大體これを三海域に分つと (一)北海道沿海、(二)太平洋沿海、(三)日本海沿海となる。而して北海道に於て

鰹漁船等が、魚群を追ふて、遠く臺灣海峡や、南洋方面へ迄出動することもある。然しながら原則としては普通四五噸までの發動機船を以つて、近郷の漁業者がこれに乗組み、暖流に乗つて洄遊する鮪、鰹漁を目的に數日若くは十數日間沖合に出て、漁業を営むもので、これ等の漁獲高は年額二千萬圓を超へ、中には百噸以上の鋼船汽船を使用するものがある。その他延繩流網漁業、巾着網漁業等

沿岸漁業の特異性

沿岸漁業は我漁業の中心であり、水産食糧品供給の最大資源である。而して沿岸漁業の特異性としては第一出漁に經費の少きこと、第二危険性の少きこと、第三新鮮なる魚介類を得ること、第四外洋に比し定住動物が豊富なること等が挙げられる。

最も重要なものは鰹、鮭、鱒、昆布、柔魚、鮑等で、鰹漁業は全道で行はれるが、最も盛んなものは岩内以北高島に至る積丹半島附近である。鮭鱒等は漁獲愈々減少して昔日の面影なく、昆布は依然として主産地の名を辱しめない。太平洋方面の漁業は、沿岸に於ては鰹、鱒、鯖、鯛、鮭、鰈等を主とし、鰹、鱒、鯖等は全海域に亘り漁獲せられるが、比較的南部に多く、鮭、鰈等は北部に多い。その他鰹、鮪等は全方面に亘つて漁獲せられるが、鰹は神奈川縣以南を主要漁場として居る。日本海方面にあつては、鰹、鯖、鱒、鮭、鰈等が主要漁獲物で、就中鰹はその王位にある。鰹の漁場としては、富山縣沿岸から、京都府日本海岸に亘る中部地方に限られ、この方面以外では漁獲は極めて僅少である。

養殖業

養殖業は試験的養殖は別として、我國に於ては大體生産品の高價な眞珠養殖並に蠣、海苔等に限られて居る様である。眞珠養殖は世界の學界に於て久しく研究の議題となつて居たのであるが、これを實際化したのは我御木本眞珠の御木本隆吉で、明治三十八年特許を得て、現在では南洋パラオ島に到るまで、日本國中に亘つて、十餘ヶ所の養殖場を經營するに至り、その使用海面五千萬坪に及び、年々五六百萬個の貝を放養して居る。

田 鹽 製 日 天
近 附 平 安 灣 臺



及工業鹽を外地より仰ぐ有様で、我製鹽業も今一段、改良の途に邁進し、品質の向上と生産費の低減に努力する必要を痛感される。

第三章 水産振興の要因

食糧問題の解決 我國が天恵的の海國として形勝の位置を占め、海運と共

海藻の營養價值

海産物には魚介以外に海藻がある。元來海藻は陸生植物よりも多量の沃度を有つて居るが、この沃度は人體の成長に深い關係があり、又ビタミンの含有量に至つても陸産食物に決して劣らない。殊に海藻はこれを乾燥しても永く營養物質が破壊せず維持されるから、昆布その他主要の海藻は皆乾燥して販賣されて居る。支那には海藻類がなから我國の昆布は古くから食用とされ同國への輸出は毎年數百萬圓に上る程である。

に海國日本の名聲を欲しい儘にせることは累述の如くであるが、水産の振興は獨り食糧の不足を補充するのみに止らず、今後更に漁獲の増收とこれが利用の改善によつて、食糧の補充は勿論更に國民の榮養を、充實し輸出の増進を圖る三大使命を双肩に荷負ふものである。即ち國民の榮養充實に就ては、日本人はもと／＼蛋白質の攝取量が少い上にその攝取方法が不合理の結果米國人に比し著しくカロリーが不足し蛋白質に就ては一日所要量の約半額に過ぎない。これが彼我體格相違の有力な一つの原因として見ると、最も手近にあり且つ鳥獸肉と蛋白質に於て相似たる魚肉の攝取量増加によつてこの欠點を補ふことは最も合理的の方法と云へよう。

輸出の増進 水産物によつて輸出を増進すると云ふことは、水産そのものが無盡藏であり原料難に悩む我國としてはこの無償の天恵を利用することが最も賢明な方法であることは議論の餘地がない。従つて今後漁獲の増加と共に冷凍フィッシュ・ファイル、フィッシュ・ミル等の加工を施して外國に販路を求むることゝなれば、現在年額八千萬圓の對外輸出高を倍加し、更に三倍化することも易々たるものであり、海運の飛躍と共に、我國

本邦主要海産物輸出高

種別	昭和九年	同十年
蟹(罐詰)	一五、四二〇	一九、六六〇
鮭(罐詰)	一八、八六〇	一六、一九三
魚油	三、一五〇	六、二六四
魚粉	一三、一三四	五、六四七
鱈(罐詰)	三、六一	五、五六八
鮪(罐詰)	三、八四七	四、九八一
寒天	三、二二五	四、二六一
鰯(乾)	三、七五一	三、五四〇
昆布	二、三六三	三、二九七
鮮魚介	二、一九一	三、二八
貝柱(乾)	一、七七	二、三〇
鱈(乾)	一、四三三	一、五〇
海鼠	一、〇五五	一、三三三

輸入超過の趨勢を喰止めることは必ずしも困難ではない。その他漁撈、加工、販賣、統制等に關し尙記述す可き澤山の事項があるが紙數の都合でこれを割愛し、他日を期することとする。

水産の保護奨励

水産の行政は常に當面の水産業者の利益を増進せしむる政治を行ふばかりでなく、廣く國家的見地から水産業に對する國家永遠の福利を維持増進する爲の政策を講じなければならぬ。今これ等の内の主なものを挙げると、

- 一、水産增收政策
- 二、漁業管理取締政策
- 三、保護奨励政策
- 四、輸出奨励政策

の四項目となる。而して我歴代の政府は何れも我國水産振興の急務を察し種々その保護奨励に努めて來た譯であるが、その根本政策としては遠洋漁業の奨励にある。而して現行遠洋漁業奨励法の趣旨とする所は、遠洋出漁に適する漁船の建造並に漁業に對し奨励令を下附し、その起業及従業を容易ならしめ斯業の發展を計らんとするもので、これが奨励金を受くる者は、

帝國臣民に限られて居る。而して奨励金は漁業奨励金と漁船奨励金の二種に分たれ、この内漁業奨励金は遠洋漁船検査規定に適合せる船舶を用ひて旋網漁業、流網漁業延繩漁業及一本釣漁業等の遠洋漁業又は漁獲物處理運搬業に従事する者に對し、業務の種類、場所、期間及方法又は漁獲物の處理販路に付き、相當條件を附し下付するものである。

漁船奨励金は遠洋漁船検査規程に適合する船舶の新造、機關及副漁具の

据付け又は保藏設備、無線電信、無線電話装置の施設に對し下附するもので、これに付ては次の區別及率に従ひ、奨励金を下附せらるゝのである。

- 一、船體總噸數每一噸
 - 鋼製 金六十圓以内
 - 木製 金四十五圓以内
- 二、蒸氣機關實馬力每一馬力 金二十二圓以内
- 三、發動機關純馬力每一馬力 金四十圓以内
- 四、保藏設備無線電信電話 評價額の十分の三以内
- 五、副 漁 具 評價額の十分の三以内

大型漁船即ち六十噸以上の漁船の船體及機關は、特に前記の定率に依らずその評價額の十分の二以内の奨励金を下附し得る事に規定せらる。又別

に漁船の改良上、適當と認めたる設計により、船舶の新造又は改造を爲すものにはその費用の三分の一以内の奨励金を下付せらるゝのである。

政府は、更らに遠洋漁業の開発助長の爲直接又は道府縣等を通じ遠洋漁業の指導監督を爲し、又は遠洋漁業練習生の養成を行ふ事を得。又營利を目的とせざる法人即ち大日本水産會、露領水産組合等に遠洋漁船々員の養成、遠洋漁業者又は海外出漁者の利益増進の爲め行ふ業務又はその船舶建造に對し、補助を爲し得ることも本奨励法により規定せらるゝ所であつて、府縣水産試験場の遠洋漁業業務又はその試験船建造補助もこれに依るものである。

而して漁業奨励金を受くるものは、業務設備の検査、收支計算書の提出、帳簿の備付、業務休止の認可、命令事項に對する實施、報告その他各種届出等の義務を有し、漁船奨励金を受けたる者は、奨励金を受けたる月より五ヶ年間毎年業務期間の四分の三以上、目的の業務に使用するを要し、又機關、副漁具の据換へ、取戻し、船體の模様換へ等に對しては認可を受くるを要することになつて居る。

勅諭

朕祖宗の威靈に頼り萬世一系の大統を嗣くに臨み朕か股肱たる陸海軍人に告ぐ
惟ふに皇祖考夙に汝等軍人に聖訓を降し給ひ皇考亦申ねて聖諭を垂れ給へり汝等軍人脊々服膺し克く匪躬の節を効し盡忠報國の偉績を建てたり
朕は先朝の慈育愛撫し給へる軍隊を念ひ切に汝等軍人の忠誠勇武に信倚し列聖の遺業を紹述し倍々國威を顯揚し億兆の慶福を増進せむことを冀ふ
汝等軍人其れ克く朕が意を體し先朝の訓諭に遵由し審に宇内の大勢を察し深く時世の推移に鑒み切瑛砥礪愈々操守を固くし一意奉公の至誠を擢て以て宏猷を扶翼せむことを期せよ
昭和元年十二月二十八日
御名御璽

第四編 皇國海軍

第一章 帝國海軍の威容

第一項 我國の海防線

沈黙の威力 所謂一觸即發の國際政局は、今や世界を擧げて軍備擴張競争の渦中に投じ、殊に世界大戰の經驗が最後の勝利は、完全なる制海權の



掌握にあることを訓へて以來、列國の建艦乃至裝備改善熱は、正に白熱化しつつある。この間我國にあつては、天祖發祥以來の海國として、こゝに天壤無窮の皇基を打建てられ、海に守られ、海に育てられ、向上の



勅諭五ヶ條

- 一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし
- 一、軍人は禮儀を正くすべし
- 一、軍人は武勇を尙ふべし
- 一、軍人は信義を重んずべし
- 一、軍人は質素を旨とすべし

一途を辿つて今日あるに至つたのであるが、輓近科學の進歩は遂に渺茫たる太平洋を以つてしても尙且つ一葦帶水の感あるに至らしめ、而かも國際聯盟脱退、軍備無條約の第一年並に日支事變を迎へて、國防の第一線守護の重責に任ずる皇國海軍の使命は愈々重大を加ふるに至つた。而して我等の皇國海軍は今や極東海上に絶對的威力を保持し、而かも戰技の訓練に、裝備の充實に孜孜として努力して居る。我等はその沈黙の威力に絶大の優越感と、心強さを感じるものである。

我國の海防線 我國の國防線は蘇滿國境の大陸國防線は別として、尠くとも海洋に關する限り、東西一萬哩、南北九千三百哩の太平洋がその生命線の總てである。而かも發見者マゼランによつて命名された「太平洋」の名は、今や世界海軍力の集結によつて、正に異常の緊張を呈し、怪雲空にはびこつて、徒らにその平和の名に反かむとして居る。英國海軍研究の權威として世界的に有名なバイウオーターはその名著「太平洋海權論」の冒頭に叙して曰く、

「獨逸の大海艦隊が降伏した千九百十八年を以て海上權力史の第一頁は閉され、次の一章は千九百十九年、新編成の亞米利加太平洋艦隊が巴奈馬

帝國海軍の沿革

我帝國海軍最初の外戦は神功皇后の朝鮮御親征であつて、爾後數百年間は西海の海上權を確保して、西は三韓を従へ、北は肅慎を征し、堂々海若を壓するものがあつた。然るに天智天皇三年、白村江口に於ける新羅唐の聯合艦隊に不幸敗戦の憂目を見て以來約一千年の間は遂に中世の所謂暗國時代を現出し、徒らに骨肉相争ふて又海洋に進出するの餘裕すら見出し得なかつた。この海上權の喪失は文永、弘安兩度の元寇となり、幸ひにして神風吹き來つてこれを撃破し得たが我皇土の一部を一時彼等の蹂躪に委ねるの恨事を殘した。

豊臣時代に入つて文祿慶長兩征韓戰役起り、陸軍は將に無人

世界主要國海軍現有勢力

(昭和十一年九月卅日現在)

國別種	主戰艦	巡洋艦		驅逐艦	潜水艦	航空母艦
		A級	B級			
日本	9隻 272,070噸	12隻 107,800噸	21隻 107,255噸	97隻 118,863噸	55隻 70,084噸	4隻 68,370噸
米國	15隻 464,300噸	16隻 151,800噸	10隻 70,500噸	198隻 230,515噸	87隻 74,480噸	4隻 92,000噸
英國	15隻 474,750噸	15隻 143,970噸	39隻 225,066噸	178隻 210,069噸	53隻 55,474噸	6隻 115,350噸
佛國	9隻 185,925噸	10隻 105,923噸	9隻 58,825噸	75隻 121,240噸	83隻 78,063噸	1隻 22,146噸
伊太利	4隻 86,532噸	10隻 97,342噸	17隻 7,974噸	91隻 93,333噸	64隻 48,987噸	—

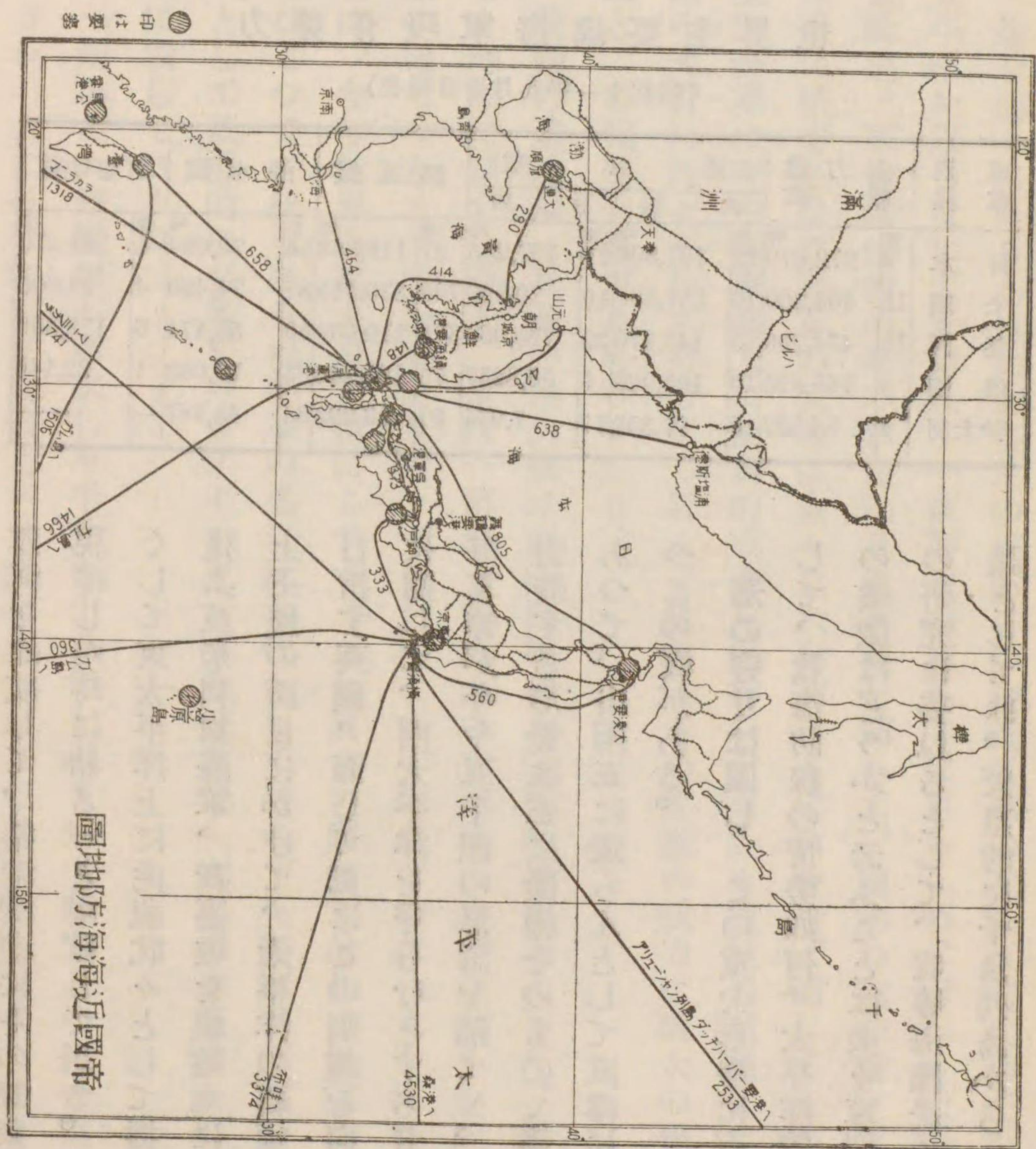
運河を通航して、桑港灣頭にその雄姿を現はした時に始る」と喝破して居る。斯くして東太平洋上に虎視眈々として機を狙ふ亞米利加海軍、新嘉坡を根據地に海上王國の面目にかけて、太平洋の霸權を指す英國、而して更にこの兩雄を向ふに廻して、西太平洋を守らむとする日本海軍等が今や五千哩の怒濤を隔て、相對峙する形勢は正に凄絶そのものゝ姿であつて、山雨正に臻らんとして風樓に滿つるの概がある。

海の守りは固し この重大形勢に直面して、我海防線の情勢如何、太平洋策戰の機微はどうかと云ふことは夫々専門家の研究に委ねるとして、我等海國民の常識としては、天惠的に千島列島からマ

の野を往く進撃振りを示したが、生命線を繋ぐ海軍の武威振はず遂にこの偉業も龍頭蛇尾に了つた。

次で徳川三百年の鎖國政策は國民をして海を恐れ、海を忘れしめ我海軍の歴史を中斷した。然るに幕末東京灣頭に星條旗を翻し來つた米國巡洋艦隊は我海國民の血管を流れる鬱勃たる海國魂に點火し、幕府の倒壊と共に茲に輝かしき 天皇の海軍は新生した。

明治廿七、八年戰役に於ける黄海の大海戦は實に我新生海軍最初の對外戦であり、白村江口に於ける敗戦の復讐戦でもあつた。その後十年強敵露西亞の誇る太平洋艦隊を先づ撃破し、續て遠く歐洲から遠征して來たバルチック艦隊を日本海の藻屑と消えしめた我海軍の偉勳は未だ



世人の記憶に新たなる事實であり世界海戦史上に燦として輝く最大の記録である。

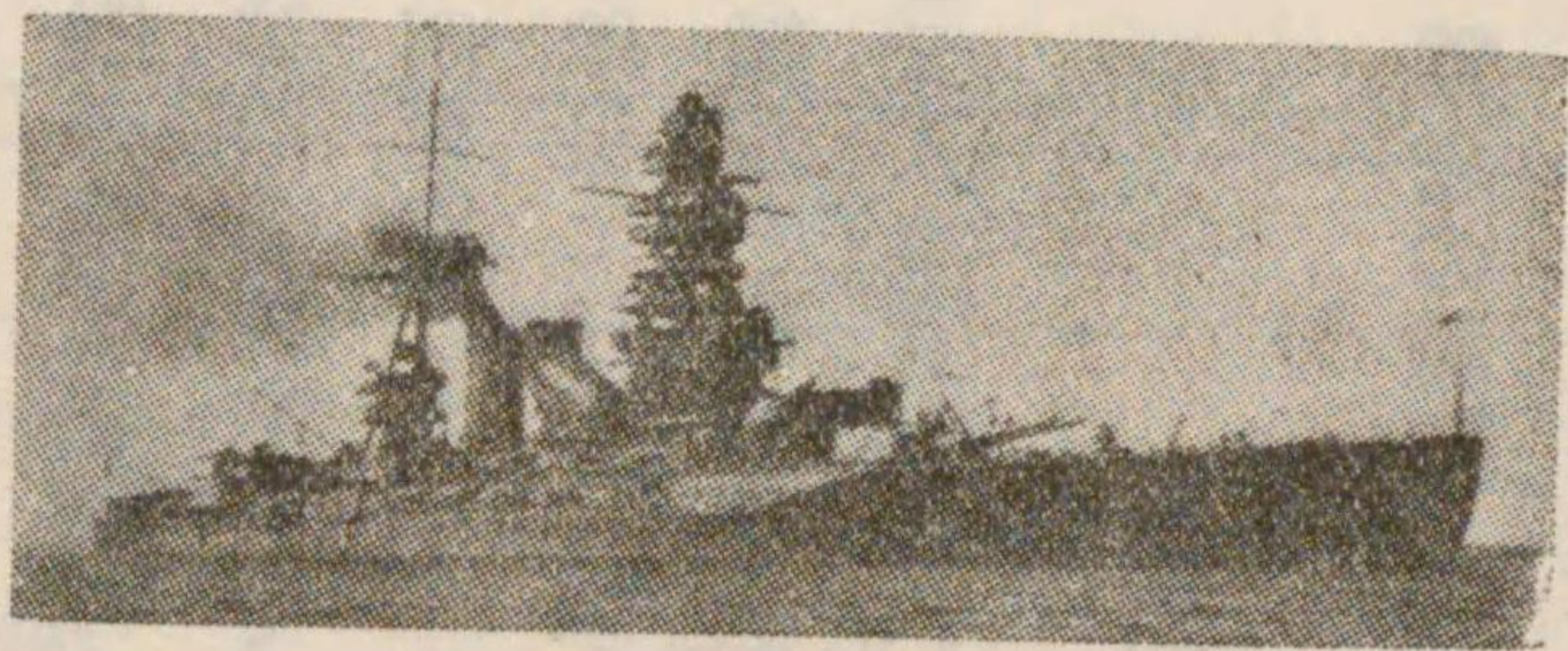
シャル群島に南下する一線と南洋群島とは日本にとつて、絶好の國防線であり、この天恵に加ふるに、北方には大湊要港が米國のシカト、ウナラスカ等に對し、更に津輕要塞が、日本海と太平洋の通路を扼する外、日本海には舞鶴要港と朝鮮永興灣要塞とがあつて日滿の交通線を確保すると共に蘇聯の極東根據地たる浦鹽を睥睨し、瀬戸内海には下關、豊豫、由良、深山等の各要塞がその出入口を抑へ、朝鮮海峡には下關、對馬、壹岐、鎮海の四要塞があり、南方國防線には、馬公要港、基隆要塞等があつて生命線の確保に任じ、以上の外沿海各地には俊敏隼の如き航空隊があつて、我精銳艦隊と海陸呼應、準戰時體制下にあつて警戒に萬遺漏なきを期して居ると云ふ事實を知らばそれで充分である。

第二項 軍艦及特殊艦船

軍艦の種類 軍艦は平素その國の沿岸を防備し、時に海外に航して既得權や商權を保護する外、一旦緩急の場合には直に出動して敵國の艦隊を撃破し、敵國の沿岸を攻撃するは勿論、戰時禁制品を積載する敵國若くは中立國商船を捕獲し、又自國の商船を保護誘導する等直接間接に種々雑多の

戰艦の防禦力

航空機の發達に伴ひ戰艦の防禦力に一時多大の懸念を抱かれたが、嘗つて米國海軍が戰艦ワシントン號(三二、五〇〇噸)を標的艦として撃沈試験を試みた結果、二千封度爆彈三個千五百封度爆彈一個、魚雷二個、三十六種砲彈十四個を要したので今ではこれ等の杞憂を一掃した。由來戰艦の防禦力は、敵を撃沈する迄敵の攻撃に耐え得ることを條件とし、餘りに防禦力が薄弱であると充分攻撃力を發揮することが出来ない。



海の鎮護戰艦長門

任務を持つて居るから、軍艦には多數の艦種がある。これ等各種の艦船を我海軍では艦、船、艇の三種に大別して居る。その分類は次の如くである。

軍艦——戰艦、巡洋艦

航空母艦、潜水母艦、敷設艦、海防艦、砲艦、

驅逐艦、潜水艦

特務艦——工作艦、練習特務艦、標的艦、運送船

砕氷艦

特務艇——敷設艇、掃海艇、潜水母艇、雜役船

戰艦——戰艦は巡洋戰艦と共に所謂主力艦と云

はるゝもので、攻撃力、防禦力共に絶大の威力を

持ち、海戦の場合には最も有力な艦隊編成の主要

艦である。近代の海戦は日本海々戦でも、歐洲大

戦に於けるヂェットランド沖の英獨大海戦でも、

總て戰艦と戰艦との戦闘で遺憾なき迄にその威力を發揮したので、日露戦

後には我旗艦三笠級に數倍する弩級戰艦が生れ、ヂェットランド海戦後

にはヂェットランド後型と稱する超々弩級艦が出現し、我戰艦陸奥、長門の如

海軍砲の偉力

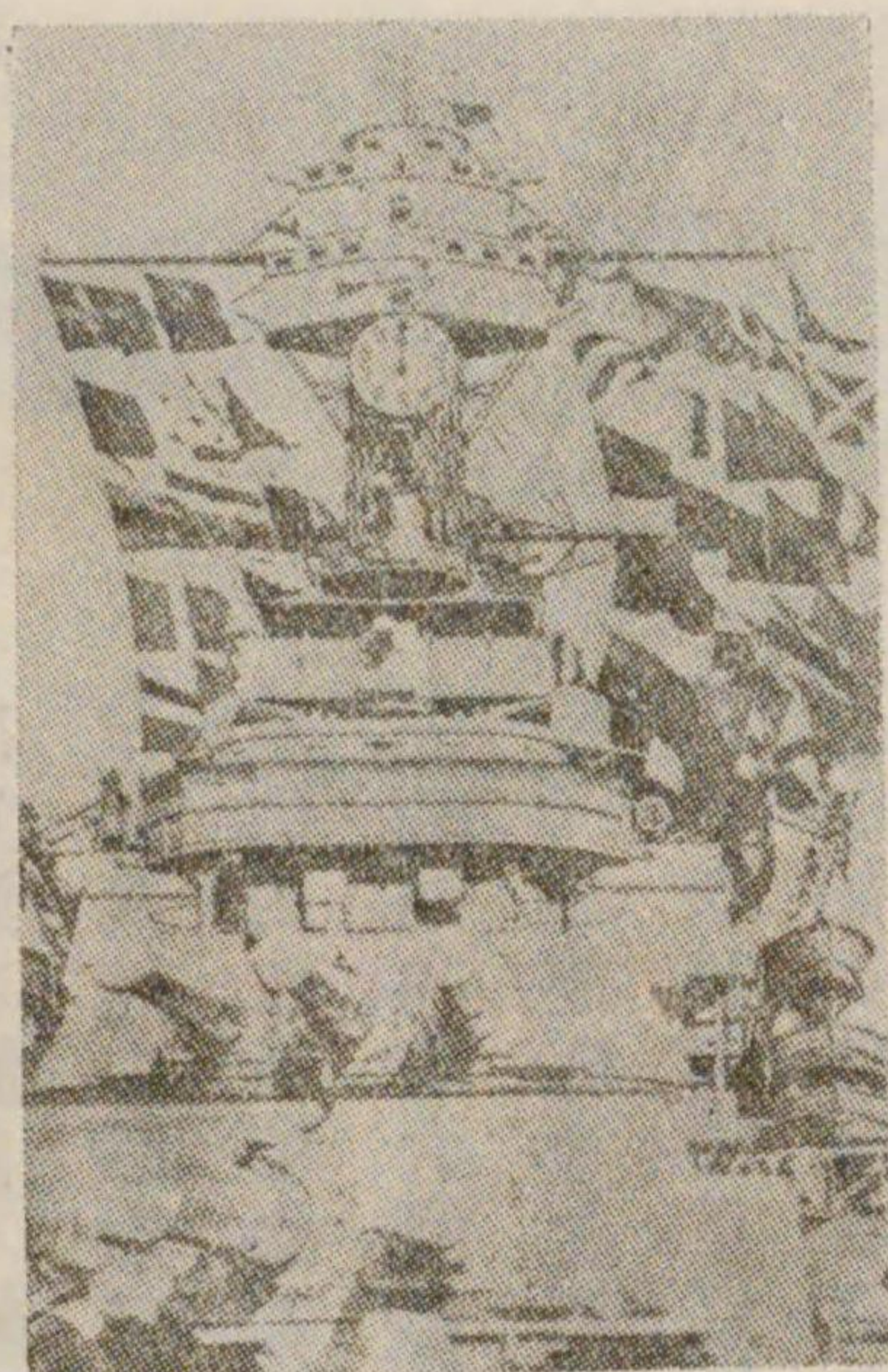
英國戰艦ネルソンの四十種主砲は三萬米の遠距離にある、厚さ約十吋の鋼鐵板を貫く偉力を持ち、その最大射程は實に三



我海軍の四十種砲

萬四千米に達すると云はれて居る。この四十種砲彈の重量は約二千四百斤で穿徹力の強い徹甲砲である。

きは正にこの超々弩級艦の代表的のものである。即ちこれを裝備から見ると、艦の大きさは三笠級の一萬五千噸から、攝津級の二萬噸になり、扶桑級の三萬噸時代を経て、遂に陸奥長門の三萬三千噸となつた。これにつれて主砲も三十種から三十六種、四十種と歐洲大戰後は大艦巨砲時代を現出した。然るに華盛頓會議の結果排水量を三萬五千噸、主砲口徑四十種と云ふことに制限されたので、さしものこの驚異的時代も一時終りを告げたかに見へたが、既に無條約時代を迎へた今日如何なる怪物戰艦が生れるかは頗る興味ある事實なる



近代科學の粹を集めた司令塔附近の偉觀

と共に我國としても深甚の計畫と警戒とを以つてこれに對抗しなければならぬ。

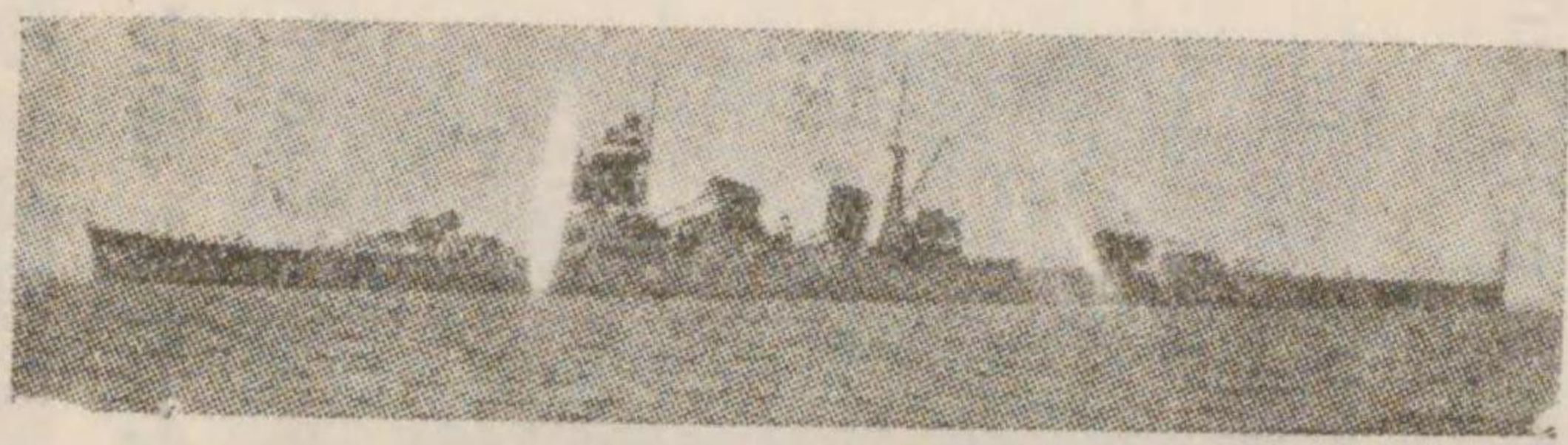
一方戰艦の防禦力も強大であつて水準線附近は、厚さ十二吋乃至十四吋の装甲板が張られ、甲板防禦板にも三吋から七吋半の厚鋼板が使用される

貿易破壊戦

戦時敵國の死命を制し、戦局を有利に導くにはその生命線たる貿易を破壊し經濟的孤立状態に陥らしむることが最適の戦略である。世界大戦當時獨逸の涉たる一小巡洋艦エムデンが跳梁を逞ふした爲めに、南太平洋の海上交通を忽ちにして絶大の不安に陥らしめた餘りにも有名な事實がある。嘗つて英國海相チヤーチルは米佛等の大巡洋艦を指して「英國を呪ふ貿易破壊艦」と命名した。海上貿易を生命とする英國民にとつては寔に無理からぬことであるが、國情の相似た我國としては將に他山の石として深く考へる必要がある。

に至つた。

巡洋艦 巡洋艦には重巡洋艦と輕巡洋艦とがある。前者は戦艦々隊と共に主力をなしその高速度を利用して威力ある敵状偵察を爲す等、戦艦々隊と双翼の關係にある。従つてこの艦型では第一に速度に重點を置き、航續力も大であつて、我那智級の如きは最高速度三十二浬を出ることが出来る。而して一方攻撃力に於てはこの高速に加ふるに、二十糎砲十門、三珊高角砲六門を装備し、敵國貿易線の破壊、航空母艦、驅逐艦等を掃蕩する堂々の實力を備へて居る。

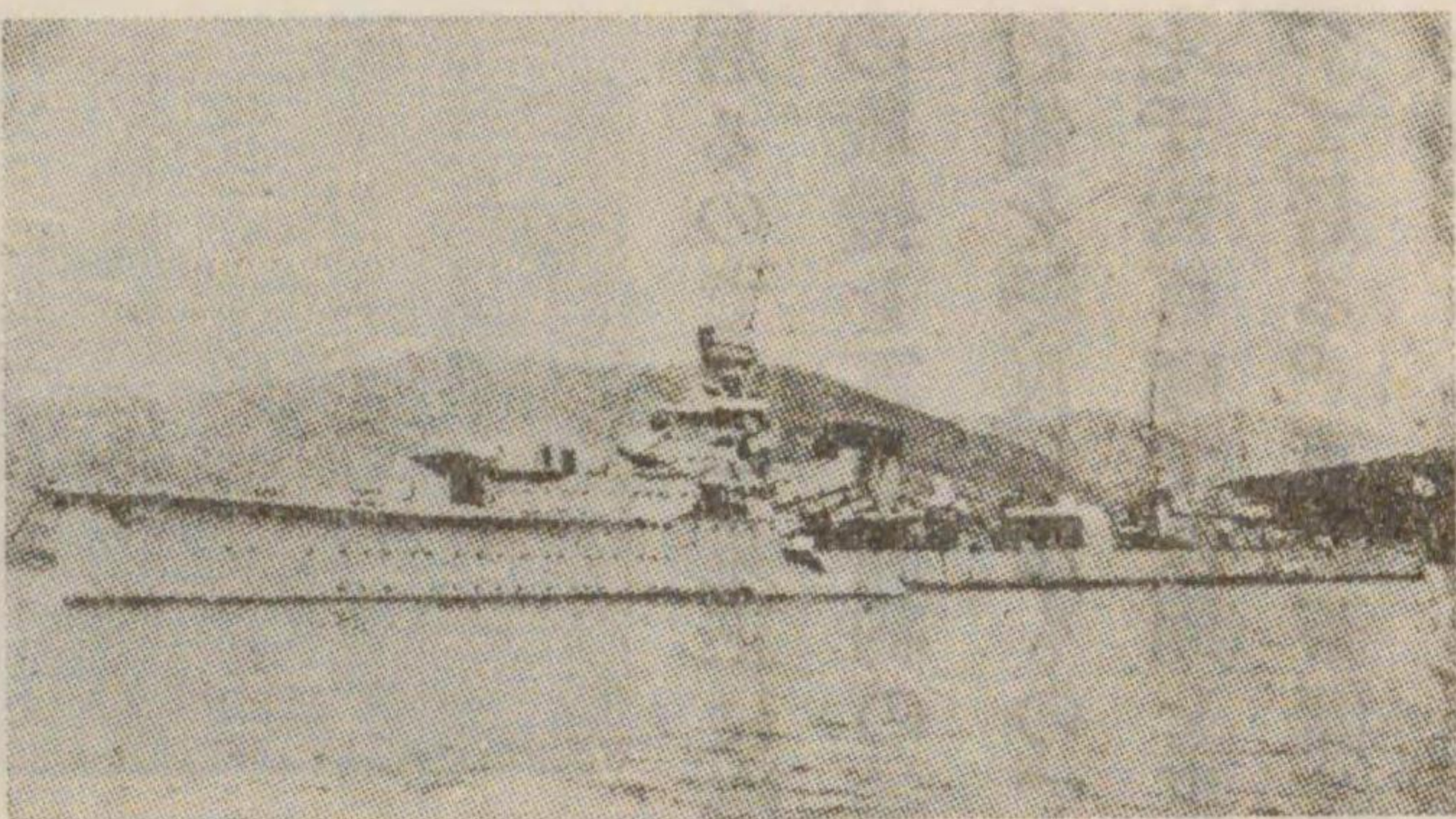


一萬噸巡洋艦那智

現在我國の重巡洋艦は一萬噸級の那智型四隻、九千八百五十噸級の愛宕型四隻、七千噸級の加古級四隻があつて、今後尠くとも、十ヶ年間は太平洋の守り神として、その雄姿を國防の第一線に泛べるものである。尙この外に敵の驅逐艦から成る水雷戦隊、潜水艦を以つて編成する潜水戦隊等の來襲に備へ、且つ味方戦隊の掩護を爲す一方、運送船の護衛に當る等その利用範圍は頗る廣汎なものである。従つて

新兵器カタバルト

艦上航空機が發艦する時は航空母艦が艦首を風の方向に向けて、高速で馳ると風速と艦の速度とで、短距離を滑走する丈けで、艦首を掠めて軽く空中に飛び揚ることが出来るが、水上機となると一々水面に一度引卸す面倒がある。其處で考案されたのはカタバルトと云つて何のことはない水上機を打出す大砲である。このカタバルトは長い圓筒と航空機を乗せる轆車とで出來て居て圓筒の前後部には鋼索を捲いた滑車がありその鋼索の端は轆車につながつて居る。そこで發艦となると航空機を先づ轆車に乗せて、圓筒内で火薬を爆發させると、圓筒は火薬の壓力で伸長し、鋼索が伸びて轆車はカタバルトの最前部迄引出さ



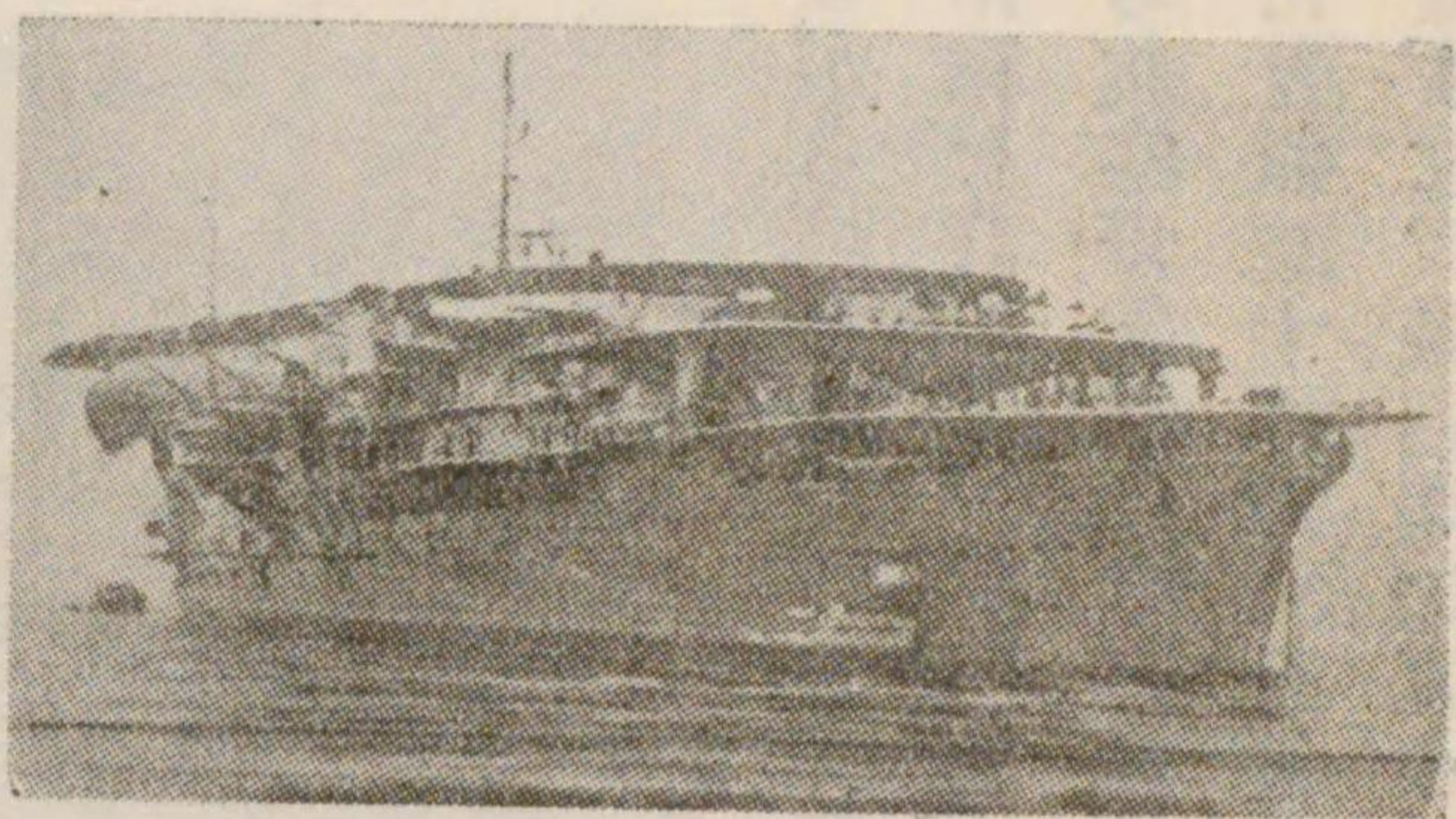
輕巡洋艦夕張

上記の如く超高速度であることがこの種軍艦の必須條件であつて、伊太利海軍の精銳ギツサノ號(四、八九六噸)の如きは實に四十一浬以上の快速力を出し、我輕巡洋艦としては、最上級以下の二十一隻が何れも三十三浬の快速を有し、天龍龍田の二隻が三十一浬、平戸、矢矧がそれ〴〵二十六浬と云ふことになつて居る。

航空母艦

平面から立體に伸びた現代の戦争は、海戦に於ても將來空中戦によつて雌雄を決することは疑ふ餘地がない。然しながら煙波渺茫たる大海洋に於ては近き將來に於て、未だ空軍の自由たる作戦を許さず、航空機が戦闘に参加するには勢ひ海上を移動する根據地即ち航空母艦がなければならぬ。この航空母艦は周知の如き不格好な艦腹に普通二十機乃至百機の飛行機を搭載し、大速度を以つて燃料の補給を要せず、長期間に亘つて行動する仕組になつて居るから、大洋作戦にはな

れ橋上の航空機はその時空中に射出される仕組になつて居る。今やこのカタバルトは水上機母艦は勿論のこと、戦艦巡洋艦にとつても大砲や水雷發射管と共に欠くことの出来ぬ重要兵器となつた。



航空母艦加賀

くはならぬもの、一つである。我國の航空母艦は現在のところ、鳳翔、赤城、加賀、龍驤、蒼龍、飛龍の六隻であるが、何れも最良の設計によつて建造された優秀艦である。この内鳳翔は七千四百七十噸の小艦ではあるが、特に荒天時の大洋活動に耐へ得る爲めに、約百九十噸のスタビライザーを裝備し、艦體の動搖を防止して居る。赤城は二萬六千九百噸の巨體で而かも二つの飛行甲板を有し砲塔、煙筒等一切の障礙物を甲板下に隠蔽して居るので、一見正に海の怪物の感がある。加賀は二萬六千九百噸で建造中の戦艦を軍縮條約の結果、我國の保有量を超過すると云ふので、航空母艦に設備を變更したものであるが略赤城と同様の力を備へて居る。一方龍驤は七千六百噸で鳳翔を更に精銳化し、小母艦としては正に理想的の裝備を持つて居る。更に蒼龍及飛龍は姉妹艦で何れも一萬五千噸、三十哩の快速力を有する我最新鋭代表母艦である。この外水上機母艦としては能登呂

海軍の眼

光學兵器の進歩

光學兵器とは望遠鏡、測距儀、潜望鏡、彈着觀測鏡等の精密機械等で海軍の眼とも稱す可きものである。獨逸海軍は世界大戰當時これ等の光學兵器工業に於て聯合國側に一日の長があつたが爲めに、兵力十六割以上の大英國海軍に對抗することを得たものであると軍事専門家は見て居る。我國の光學工業も久しく外國倚存の状態にあつたが今では堂々獨立して先進國を凌駕するに至つた。



大型驅逐艦綾波

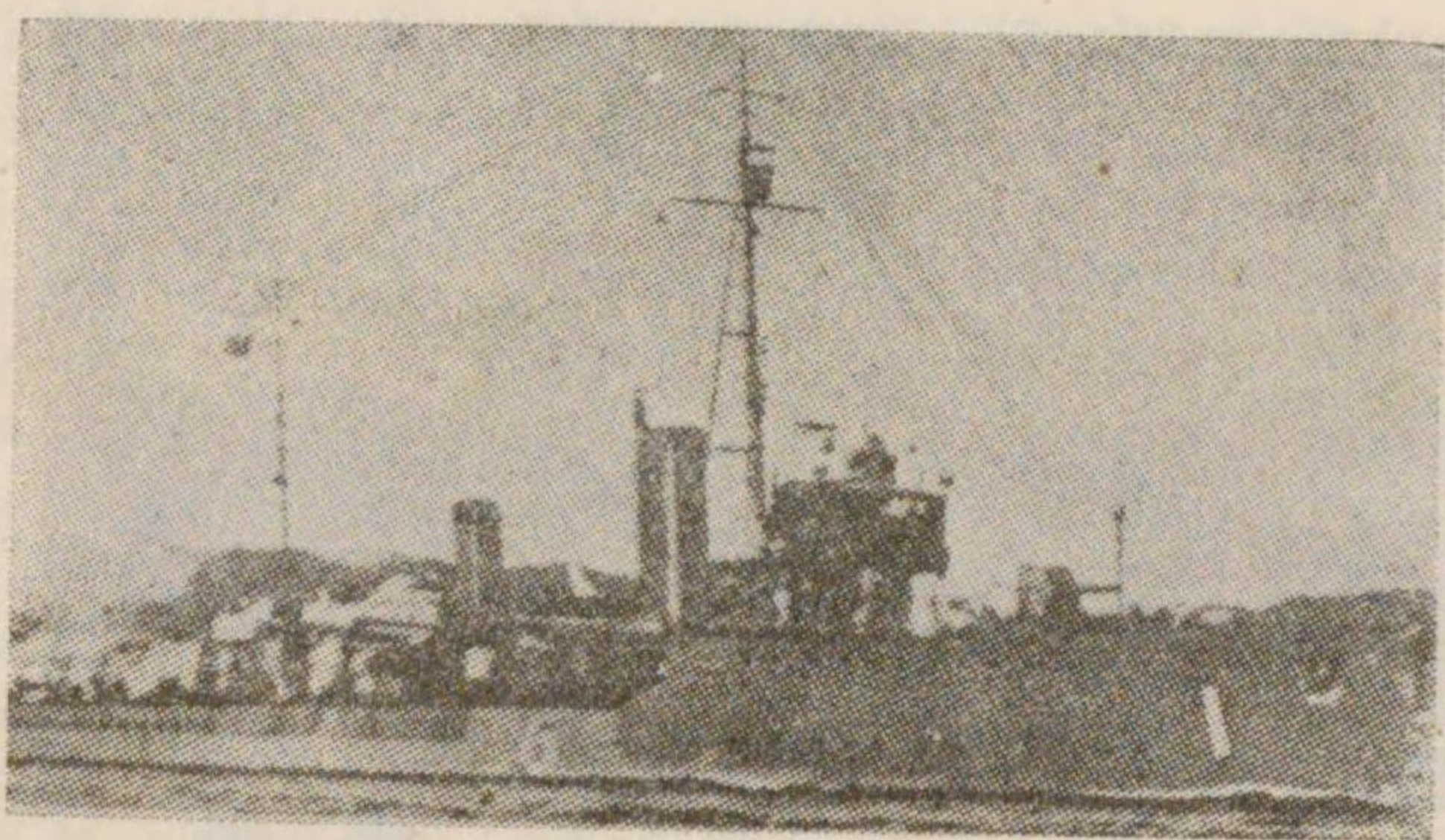
(二四、〇五〇噸)、神威(一七、〇〇〇噸)、千歲(一〇、〇〇〇噸)の三艦がある。この水上機母艦は航空母艦の前身ではあるが、今尙特殊の任務を有し依然重視されて居る。尙この種の母艦はフロートを持つた水上機を積むので飛行甲板は持つて居ない。

水雷部隊 水雷部隊に屬するものには水雷艇、驅逐艦、水雷敷設艦、掃海艇等がある。水雷部隊は我水軍の精華として多年の光輝ある歴史を持ち、今尙世界最強の雷擊隊として慄悍無比の勇名を轟かして居る。而して驅逐艦はこの部隊の主力であつて、その短驅快速を利用して、晝間は戦闘艦隊の手先となつて、敵の奇襲部隊に備へ、時あつては敵の主力艦に奇襲を加へ、夜間は遠く僚軍を離れて夜襲を試みる事等が本

來の任務である。

我海軍の驅逐艦は一等驅逐艦(一千噸以上)八十一隻、二等驅逐艦(一千噸以下)三十隻の堂々たる陣容で、この内前者は吹雪型千七百噸、速力三

十四哩、後者は莖型七百七十噸、速力三十哩半が中心を爲し就中莖型及八百廿噸級若竹以下七隻は、中型驅逐艦としては理想的性能を具備して居る。



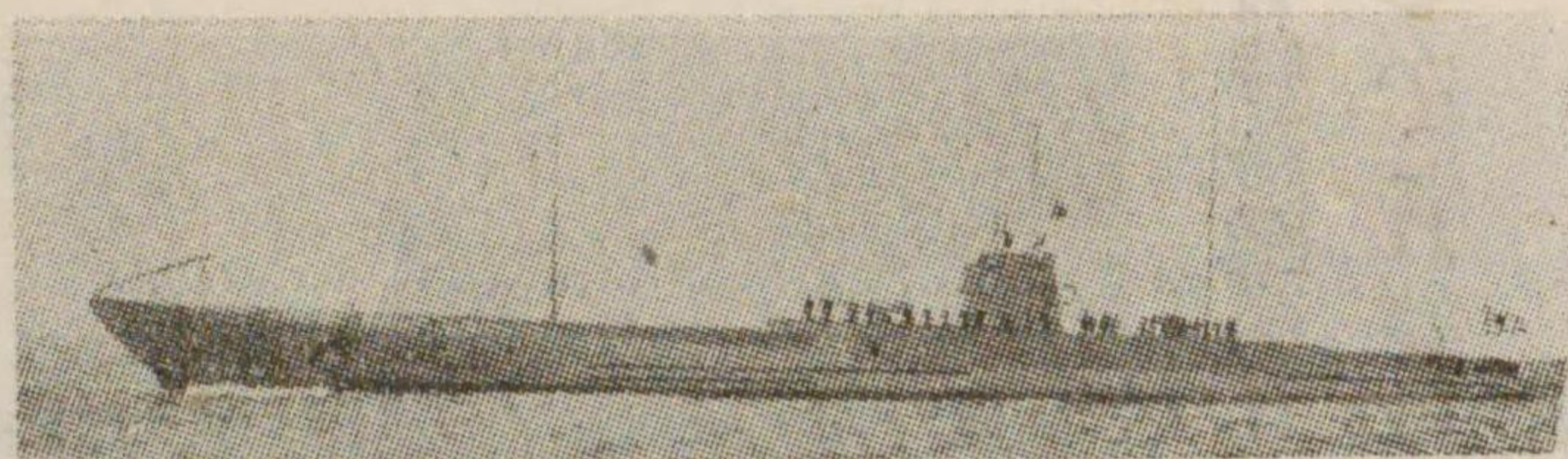
第六號掃海艇

水雷艇は近代海軍が外洋戦に重點を置くことになつて、その凌波性の關係から一時これ等小艦の必要を否定され、我海軍に於てもこれが建造を一時中止したが、倫敦軍縮會議の結果更にこの方面に一新生面を見出すべく小型驅逐艦に比敵する五百二十七噸の千鳥型四隻及五百九十五噸の鴻型八隻を新造した。

機雷戰部隊 機雷戰部隊は機雷敷設艦と掃海艇とから成る。敷設艦は遠く敵地に侵入してひそかに機雷を敷設し、又我港灣、海峽等の要地に機雷の堰を作る役目を擔當するもので、この艦の大部分は舊式軍艦若くは特務艦等を改装したものである。我敷設艦としては常盤(九、二四〇噸)、勝力(一、五四〇噸)、

潜水艦の歴史

潜水艦の歴史はかなり古い。即ち十七世紀には既に木造潜水艦が十五呎の水深中に數時間潜航して居た記録があり、我國に於ても中世に木造潜水艦を作つたことが傳つて居る。續て米國の獨立戦争には小潜水艦が現はれ、十九世紀中頃の南北戦争には南軍の長さ五十五呎に足らぬ小艦が僅か八名の乗組員で北軍の精銳艦ハウスマトニツク號を襲撃々沈し、自らもその獲物と共に海中に消えた。その後二次電池の發明があつて劃期的發達を遂げて今日に至つた。



潜水艦伊第三號

白鷹(一、三四五噸)、嚴島(一、九七〇噸)、八重山(一、一三五噸)、沖島(四、四〇〇噸)、の六隻がある。掃海艇は機雷戰の防禦方面を擔當するもので、我掃海艇には六百十五噸級の第一號以下の六隻、七百七十噸級の第九號、四百九十二噸級の第十三號以下の六隻計十三隻がある。

潜水艦隊 日本の潜水艦隊は今や世界列國海軍の大脅威となつて居る。潜水艦が沿岸の奇襲艦として我國に生れたのは、明治三十八年米國製ポトランド型がその最初であるが、爾來僅かに三十有餘年にして、早くもこの榮位を確保し得たことは正に驚嘆に價する事實である。殊に我國の誇りとする伊號潜水艦の如きは、何れも一千四百四十二噸乃至一千九百五十五噸の大艦であつて、水上速力十四哩乃至二十哩の快速を有し、斯くして我潜水艦隊は今や以上の伊號を一等潜水艦として計二十七隻、一千噸以下の呂號艦を二等潜水艦として計二十五隻を有し、太平洋の守りにはこと欠かぬ確信を持つて居る。

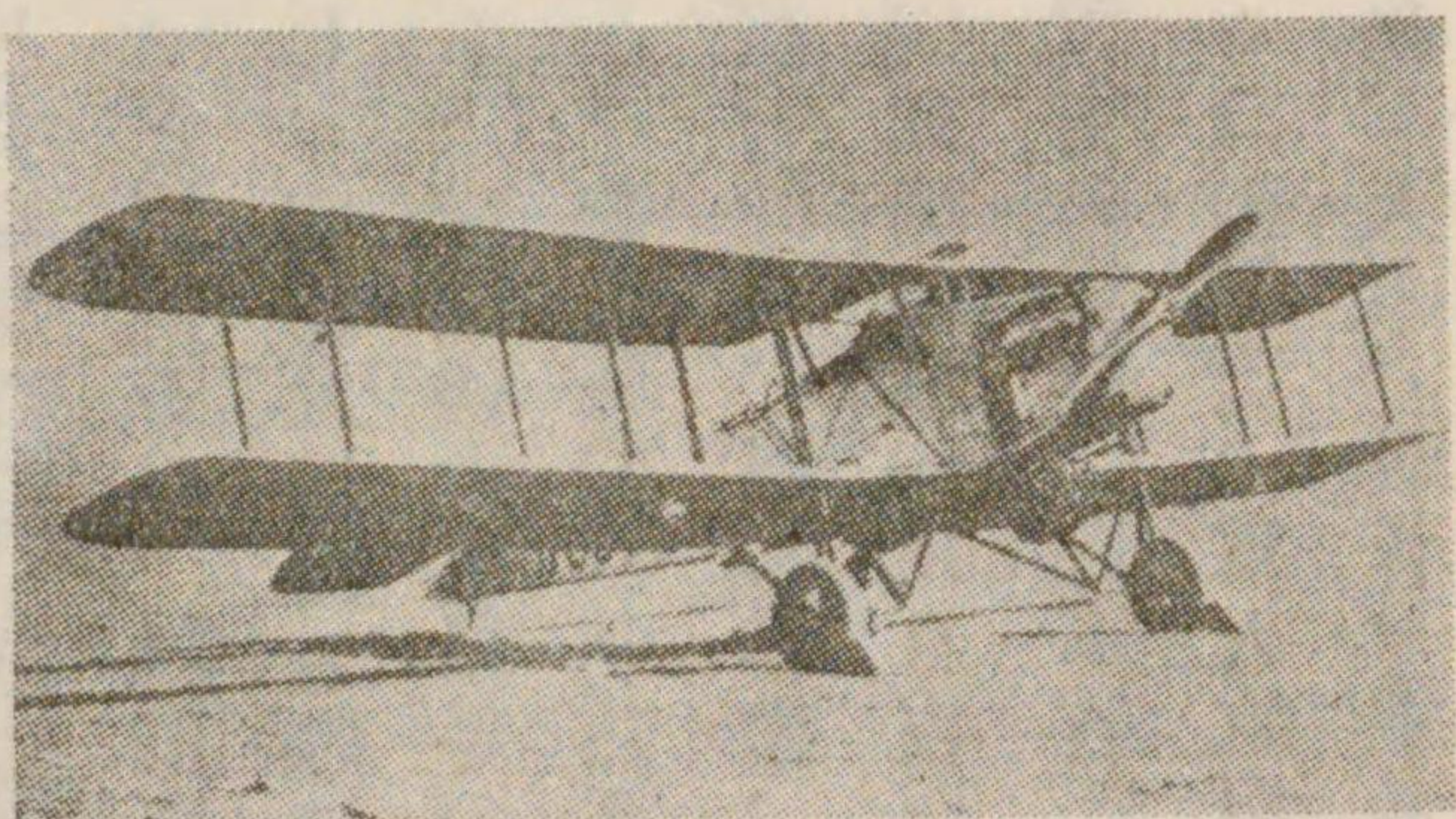
攻撃機	馬力	最高速力
一三式二號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式三號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式四號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式五號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式六號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式七號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式八號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式九號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十一號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十二號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十三號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十四號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十五號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十六號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十七號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十八號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式十九號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節
一三式二十號艦上攻撃機	四〇〇	一〇〇節

飛行艇	馬力	最高速力
一五式二號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式三號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式四號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式五號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式六號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式七號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式八號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式九號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十一號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十二號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十三號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十四號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十五號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十六號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十七號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十八號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式十九號飛行艇	四〇〇	一〇〇節
一五式二十號飛行艇	四〇〇	一〇〇節

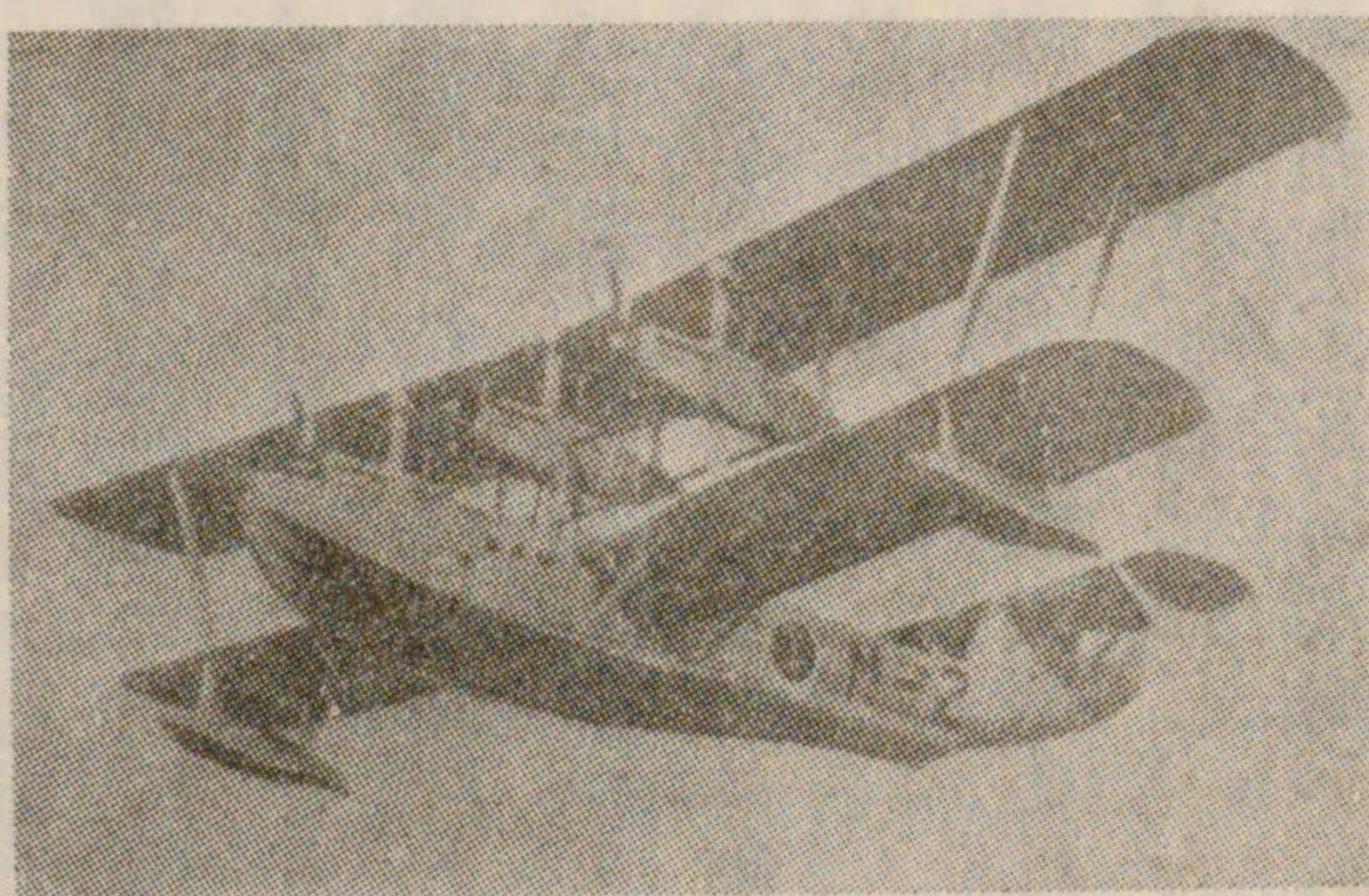
航空隊の現状 我海軍航空隊が現在幾何の飛行機及飛行艇を有し、且つどれ丈の沿岸航空部隊なり飛行基地を有するかと云ふことは刻下の非常時局に際し發表の限りではないが、既に昭和六年六月十日國際聯盟に提出された軍備現狀報告書に於て、沿岸航空隊四百七十二機、航空母艦及軍艦搭載機三百廿九機合計八百一機と云ふことになつて居るから、その後充實された分を合算すると現在のところ量的には決して少い數字ではないであらう。一方沿岸航空隊に就ても一般に知られて居る霞ヶ浦、横須賀、館山、

空軍整備隊

航空隊の戦闘振りの華々しき裏面にはその戦闘効果を著大ならしめる爲めに黙々として晝夜を分たず働く整備隊の存在することを忘れてはならぬ。これ等は航空機工、發動機工等から編成され空軍の生命とも云ふ可き航空機の整備に當るものである。



一三式攻撃機



九〇式二號飛行艇

佐世保、大村、吳等を始め昭和十二年四月現在に於て廿五隊を算すると云ふことを記すに止めて置かう。

第二章 日本海軍の組織

第一項 統帥と軍政機關

天皇の海軍 帝國憲法第十一條に「天皇は陸海軍を統帥す」と規定さ

海軍々令部の任務

海軍々令部は帝國海軍の中央軍令機關であつて、海軍々令部條例第二條には「海軍軍令部長は天皇に直隸し帷幄の機務に參し又海軍軍令部の部務を統理す」あり同第三條には「海軍軍令部長は國防用兵に關することに參畫し親裁の後これを海軍大臣に移す」とある。

れ、我國の海軍は 大元帥陛下の海軍であり、海軍々制の生命は統帥大權の獨立にある。

従つて海軍を指揮命令するものは、戰時平時を通じて、只 大元帥陛下のみであつて、事統帥の大權に關する限り、政府並に帝國議會もこれが干渉を許されない。この統帥權の確立こそ我海軍の用兵策戦が一糸紊れぬ統制を保たれつゝある所以である。而して更にこの統帥權をして眞に力あるものとする爲めに、憲法第十二條に 「天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む」と規定され、陸海軍の編制及常備兵額も至尊の大權に屬することを瞭にし、國務大臣たる陸海軍大臣がその輔弼の責に任ずることに定められて居る。尙國務大臣以外の軍事最高諮詢機關としては元帥府と軍事參議院があり、帝國海軍の中央軍令機關としては海軍々令部があつて、作戰、軍備、演習計畫、出帥準備、防備、運輸、補給、通信計畫、外國軍事調査、戰史研究等の爲めに日夜研鑽考究に努めて居る。

海軍省の組織 海軍省は中央軍政機關として、海軍大臣これを統轄し、海軍々政の管理、軍人軍屬の統轄、所轄部隊の監督に任じ、大臣官房の外に軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局があつて、それ

帝國海軍經費の趨勢 (單位千円)

年次	經常費	臨時費	計	總出 歲分 千比 %
前年	5,141	2,960	8,101	95.8
直後	7,351	12,655	20,006	107.3
明治廿六年	21,530	14,588	36,118	144.7
直前	27,991	33,885	61,876	133.6
日露戰役	41,534	53,952	95,486	106.8
大正元年	48,528	113,906	162,434	221.0
同六年	122,242	106,761	229,003	150.2
同十四年	127,428	109,879	237,307	150.3
昭和元年	136,545	136,992	273,537	154.9
同二年	143,026	125,106	268,132	147.7
同三年	147,649	120,017	267,665	154.1
同四年	146,888	95,14	242,035	155.4
同五年	138,914	777,215	227,129	153.8
同六年	140,750	172,069	312,809	160.4
同七年	178,822	224,949	403,771	174.8
同八年	199,337	289,172	488,509	231.1
同九年	215,917	313,765	529,683	241.4
同十年	236,886	314,970	551,856	242.2

所管事務を掌つて居る。而して海軍省に屬する機關としては、海軍長官會議、海軍艦政本部、海軍技術會議、海軍技術研究所、海軍火藥廠、海軍航空本部、水路部、高等軍法會議、東京軍法會議等がある。

第二項 軍港と鎮守府

海軍區 我海軍では防備區域たる南樺太沿岸から南洋統治領に至る廣大

鎮守府の組織

海軍人事部 人事、召集、徵募
 簡閱點呼等を司る。
 海軍港務部 軍港水域の警備、防禦、その他港務を司る
 海軍工廠 艦船、兵器、航空機の製造、修理、艤装及兵器の實驗、購買を行ふ
 海軍經理部 會計、計理並にその監督
 海軍々需部 軍需品の準備、保管、供給を司る
 海軍艦船部 鎮守府所屬艦船の保存整理を管掌す
 海軍病院 醫療、衛生
 海軍建築部 建築、修繕
 海軍刑務所
 鎮守府軍法會議 海軍の裁判所
 海軍無線電信所
 海軍燃料所 煉炭部、製油部、採炭部、研究部鐵業部等あり

な海面及海岸を次の五區に分ち、第一、二、三の各海軍區にはそれ／＼軍港があつて、南洋海軍區は第一海軍區横須賀鎮守府、關東州海軍區は第三海軍區佐世保鎮守府が管轄して居る。

第一海軍區(軍港横須賀) 三重縣より青森縣に至る東日本の海面及海岸と、北海道及樺太の海面及海岸

第二海軍區(軍港吳) 和歌山以西瀬戸内海、四國方面及東九州の大部分、北九州福岡縣の一部、秋田縣から山口縣に及ぶ日本海一帯海岸及海面

第三海軍區(軍港佐世保) 北九州福岡縣の一部と西九州の全部、鹿兒島縣より沖繩列島を経て、臺灣全島に及ぶ海面及海岸、全朝鮮半島一帯

海軍及海岸
 關東州海軍區 滿洲國關東州海面及海岸
 南洋海軍區 南洋委任統治領一帯海面及海岸

鎮守府 鎮守府は横須賀、吳、佐世保にあつてその海軍區の警備、所管の出帥準備、所屬各部の監督に任じて居る。而して以上各鎮守府には、海軍人事部、海軍港務部、海軍工廠、海軍經理部、海軍々需部、海軍艦船部、海軍病院、海軍建築部、海軍刑務所、鎮守府軍法會議、海軍無線電信所、

海軍燃料廠等の各機關がある。

要港 要港は軍港を作戰根據地とすれば、正に前進根據地に該當する

昭和十二年度艦隊新編成

(昭和十一年十二月三日公表)

- ◇聯合艦隊第一艦隊【第一戰隊】長門、陸奥、日向【第三戰隊】榛名、霧島【第八戰隊】鬼怒、名取、由良【第一水雷戰隊】川内、第九驅逐隊、第二十一驅逐隊【第一潜水隊】五十鈴、第七潜水隊、第八潜水隊【第一航空戰隊】鳳翔、龍驤、第三十驅逐隊
- ◇第二艦隊【第四戰隊】高雄、摩耶【第五戰隊】那智、羽黑、足柄【第二水雷戰隊】神通、第七驅逐隊、第八驅逐隊、第十九驅逐隊【第二潜水隊】迅鯨、第十二潜水隊、第二十九潜水隊、第三十潜水隊【第二航空戰隊】加賀、第二十二驅逐隊【第十二戰隊】沖島、神威、第二十八驅逐隊【聯合艦隊附屬】間宮、鳴戸
- ◇第三艦隊【第十戰隊】出雲、天龍、龍田【第十一戰隊】安宅、鳥羽、勢多、堅田、比良、保津、熱海、二見、栗、榊、蓮【第五水雷戰隊】夕張、第十三驅逐隊、第十六驅逐隊【附屬】嵯峨、練習艦隊八雲、磐手

しては獨斷で兵力を用ひることを許されて居る。

もので、舞鶴、大湊、鎮海、馬公、旅順の五港が要港として海防用兵上の重點に置かれて居る。而して各要港には要港部があつて所管警備區の防禦及警備を擔當する外、軍需品の配給を行ふ。尙以上の鎮守府及要港部司令官は何れも 天皇に直隸し、急迫した事變に際

艦隊の意義

艦隊とは二隻以上の軍艦をもつて編成せられた海上部隊で、英、米海軍では Fleet 若くは Force と稱するもの、艦隊には驅逐隊、潜水隊、掃海隊を編入し、時には港務部、防備隊、航空隊、特務艦を附屬させることがある。

第三項 海軍の編成

艦隊の編制 帝國艦隊は平時第一、第二、第三の各艦隊、第一遣外艦隊第二遣外艦隊、練習艦隊の諸隊から編成せられ、聯合艦隊司令長官がこれを統轄する。聯合艦隊司令長官及各艦隊司令長官は共に 天皇に直隸して麾下艦隊を統率し、艦隊の軍紀、風紀及教育訓練を統督する。

海軍陸上部隊 海軍陸上部隊の主なるものとしては各鎮守府に所屬する海兵團と海軍航空隊並に防備隊がある。海兵團は軍港の警備、艦隊その他の兵員補充を擔當し、その練習部は教育機關として我全海兵の搖籃である。

教育機關 海軍教育機關は高等兵學の研究機關たる海軍大學校(東京)を筆頭に、海軍兵學校(江田島)、海軍機關學校(舞鶴)、海軍々醫學校(東京)海軍經理學校(東京)等があり、何れも海軍大臣がこれを直轄し、鎮守府司令長官の管轄に屬するものとしては海軍砲術學校(横須賀)、海軍水雷學校(田浦)、海軍通信學校(田浦)、海軍工機學校(横須賀)、海軍潜水學校(吳)、

海軍航空隊練習部、運用術練習艦、海兵團練習部、海軍病院練習部等の各教育機關がある。

第三章 國防の第二線

第一項 海軍の豫算

商船と國防 海上勢力即ち「Sea Power」とは何を意味するかと云ふと、これを二つのものに區別して考へることが正當であると思ふ。その一つは海軍(軍艦)が代表し、他の一つは海運(商船)が代表する。殊に歐洲戦後に於ける世界商船の優秀化はその戰闘價値を著しく増大し、これに僅かに武装を施すことによつて容易ならぬ威力を逞ふし得ることゝなつたが爲めに、昭和二年の壽府に於ける日・英・米三國の海軍制限會議に於てもこのことが重要問題の一つとして取り上げられたことは周知の事實である。我國に於ても既に日清戰爭中、黄海大海戦に於ける

皇國海軍の經費 皇國海軍の經費は經常費と臨時費を合して年々巨額を算する。殊に昭和十年以降に於ては列國の軍備擴張競争激化、國際聯盟脱退、太平洋無條約時代到來等の爲めに我海軍豫算も逐次膨脹し、昭和十年度に於ては經常費二億一千五百九十一萬七千圓、臨時費三億一千三百七十六萬五千圓計五億二千九百七十八萬二千圓となり、更に十一年度に於てはこれが經常費二億三千六百八十八萬六千圓、臨時費三億一千四百九十七萬圓計五億五千八百八十五萬六千圓を算し、我總歲出の二割四分二厘を占めるに至つた。この海軍の大豫算は帝國の經濟力にとつては容易ならぬ大負擔には相違ないが、この無敵海軍の嚴存することが我國の太平洋及極東大陸に於ける確乎不動の地位を擁護し、萬代不易の國礎をこゝに築きつゝある

戰爭と商船

かつた時には、陸軍百七十七隻、四十四萬噸、海軍八十九隻、二十三萬噸合計二百六十六隻六十七萬噸を算し、これ等の内には彼の有名な旅順港封鎖に従事した廣瀬中佐の乗船福井丸を始め閉塞船二十隻を含んで居る。

歐洲戰役、歐洲戰役に於ては我國は國際正義の爲めに途中敢然起つて聯合與國に參戰するに至つたが、戰亂の巷が遠く歐洲方面に局限され、我國としては僅かに獨逸の東洋根據地たる青島を攻略するに過ぎなかつた爲めに直接軍用として徵用された船舶は僅かに合計八十二隻二十六萬五千四百四十四噸を數へたのみであつた。然しながらこの間聯合與國の爲めに盡した我海運界の功勞に至つては正に世界大戰史上に燦として輝くものがあり、これが爲めに我船舶にして

而かも將來帝國が不幸にして大國と事をかまへ經濟封鎖の状態に置かれた時、極東その他の生命的交通線に配置される商船隊には當然敵の貿易破壊を目的とする巡洋艦、潜水艦及航空機の襲撃をうけて相當の犠牲船を出すことも覺悟の要があり、更に直接假裝巡洋艦、通報艦として第一線に立つ船舶も多數出るものとして見れば我四百五十萬噸の大商船隊も一旦緩急に遭遇すれば必ずしもその大を誇り得ない状態にある。

第三項 重工業

造船業 戰時平時を通じて重工業は亦海軍と密接不可分の關係にあり。而してこれ等の内最も重要なもの、一つに造船工業がある。海軍には各地に官營の工廠があつて艦艇の建造は勿論作戦資材の製作改善修理に不斷の作業を續けて居るが、これのみにては到底その要求を充し得ないので常に民間造船所に多數の艦艇及その他の資材の製作修繕を下命する。我國の造船所は昭和十一年八月現在に於て計五十一工場この内一千噸以上の造船にたへ得るもの二十一工場あつて、これ等が全能力を發揮すれば一年約八、九十萬噸の造船能力を持つのみか最近その多角經營は獨り艦船の建造修理の

獨逸潛航艇の犠牲となつて海底に葬られたものは行衛不明を合して約十一萬噸に達した。

日支事變 今回の日支事變はその戦局の範圍は遠く中南支に及び、戦線の廣範なることは我戦史にもその例を見ざる程のものである。この事變に際し我海運界の活動は眞に目醒ましいものがあり、御用船の數に就ても發表の限りではないが、日露戰役當時に比し策戰裝備の複雑性を加へた丈けに御用船噸數の如きも遙かに多數に上りつゝあることは想察するに難くないのである。

みならずその他の兵器製作にも着々進出して國運の發展に、國防の完備に絶大の貢獻を爲しつゝある。

其他の工業力 我等は過去に於て屢々我國の戰時經濟能力就中工業動員の成果に對する悲觀論を聞かされて來た。然しながら極東大陸に友邦滿洲國が成立し、我陸軍が滿洲蒙古の一線を嚴守して居る限り我等の努力如何によつては決して我金屬工業は軍に對し鐵材の不足、機械の缺乏を感ぜしめる様なことはあり得ないし、亦斯くあらしめざることが我工業界に與へられた重大使命である。一方化學工業方面にあつても從來は一に外國倚存の状態にあつたが現在では既に完全なる獨立期に入つて、深刻なる現代科學戰に對しても恐るゝに足らざる原動力たり得るに至つた。只この間海軍として最も重要な燃料たる重油は聊か不足の憾あるも南洋並に北樺太油田の開發、滿洲に於けるオイルセルの發達、重油代用燃料の研究等を考慮に入れれば必ずしもこれ亦悲觀を要せず、皇國海軍の背後を支へる産業が我等の豫想以上に偉大なるものであることに氣付くであらう。

第四章 列國の海軍

第一項 米國海軍

米國の統帥權 米國海軍は憲法によつて大統領が大元帥としてこれを統帥することになつて居る。従つて大統領は戰時に際して作戰計畫を裁可する最高の權能を與へられて居るが實際は軍の兵力量の決定や編制權は合衆國聯邦議會がこれを持つて居るのみか宣戰の大權發動にも議會の掣肘を受けることになつて居る。従つて



米國太平洋艦隊

大統領の幕下にある軍令部 Board of Operation は法文上明らかに海軍省内の一局に過ぎずこの點我國の統帥權とは全然その趣を異にして居る。

米海軍現有勢力 米國海軍は千九百卅六年度に於て次の如き主力艦勢力を保有して居る。

計年度	艦名	排水量 (噸)	速力 (節)	備砲		發射管	起工年月	竣工年月	製造所
				主砲	副砲				
一九〇九	アーカンサス	二六、一〇〇	二〇	三〇種二	一三種一六		一〇・一二・九		紐育造船廠
一九一〇	ニューヨーク	二七、〇〇〇	二〇	三六種〇			一一・九・四		紐育造船廠
"	テキサス	"	"	"	"		一一・四・一三		ニューポートニウス社
一九一一	ネヴァダ	二九、〇〇〇	"	"	一三種二		一二・二・六		フオルリバー造船廠
"	オクラホマ	"	"	"	"		一二・〇・一六		紐育造船廠
一九一二	ペンシルヴァニア	三三、一〇〇	二〇	三六種二			一四・三・一〇		紐育造船廠
一九一三	アリゾナ	三三、〇〇〇	二〇	三六種二	一三種二		一四・三・一〇		紐育造船廠
一九一四	ミシシッピ	三〇、一〇〇	"	"	"		一五・四・一七		ニューポートニウス社
一九一四	ニューメキシコ	三〇、〇〇〇	"	"	"		一五・〇・一八		紐育造船廠
"	アイダホ	三〇、〇〇〇	"	"	"		一五・一・一三		紐育造船廠
一九一五	テネッシー	三三、〇〇〇	"	"	"		一七・五・三〇		紐育造船廠
"	カリフォルニア	三三、〇〇〇	"	"	"		一六・二・〇三		メーア島工廠
一九一六	メリーランド	三三、〇〇〇	"	四〇種八	"		一七・四・二七		ニューポートニウス社
"	コロラド	三三、〇〇〇	"	"	"		一九・五・三三		紐育造船廠
"	ウェストヴァージニア	三三、〇〇〇	"	"	"		二〇・四・三三		ニューポートニウス社

更に航空母艦としてはサラトガ(三三、〇〇〇噸)、レキシントン(同上)、

米國艦隊編成の特長

米國は何事につけても世界一を目標とする。今これを米國艦隊の編成に就て見るもその大規模な點に至つては世界にその比を見ない。即ち列國の海軍に於ける平時艦隊編成は何れも多數の豫備隊を保留して軍港に繋留して居るに反し米國海軍は尠くとも船渠に入渠中の軍艦を除いた全戦艦、全巡洋艦が艦隊に編入せられ出動命令が一下すると直ちに進發出來得る點に留意する必要がある。

米國空軍の勢力

米國海空軍の目的はどこまでも艦隊決戦の一要素として海洋空中戦を行ふにあつてその演習振りの猛烈なることは定評がある。昭和十二年四月現在の海空軍は五十五ヶ中隊で、約一千三百機を有することになつて居るが實際は更に多數の優秀機を備へて居ることは確實である。

レンヂャー(一五、八〇〇噸)、ヨークタウン(二〇、〇〇〇噸)、エンタブライス(同上)、ラングレー(一一、五〇〇噸)、ウライト(一一、〇〇〇噸)、アルゴン(一一、一〇〇噸)、ゼーソン(一九、二五〇噸)、バトカ(二六、八〇〇噸)の十隻と他に補助航空母艦十五隻を持ち、尙この外に甲級巡洋艦十六隻同乙級十隻、驅逐艦百九十八隻、潜水艦八十七隻その他多數の航空部隊等があつて數量的には誠に侮り難き勢力を備へて居る。

艦隊の編制 米國海軍の特徴はその艦隊編成が大規模な點にあると云はれて居る。今これ等に就て細説する煩を避けてその名稱のみを列擧すると次の如きものである。

戦闘部隊、根據地部隊、偵察部隊、潜水部隊、亞細亞艦隊、特務隊
而して右の中、戦闘部隊は米國海軍戦闘力の中心であつて桑港メーア島軍港を根據地として東太平洋を壓するものがある。

第二項 英國海軍

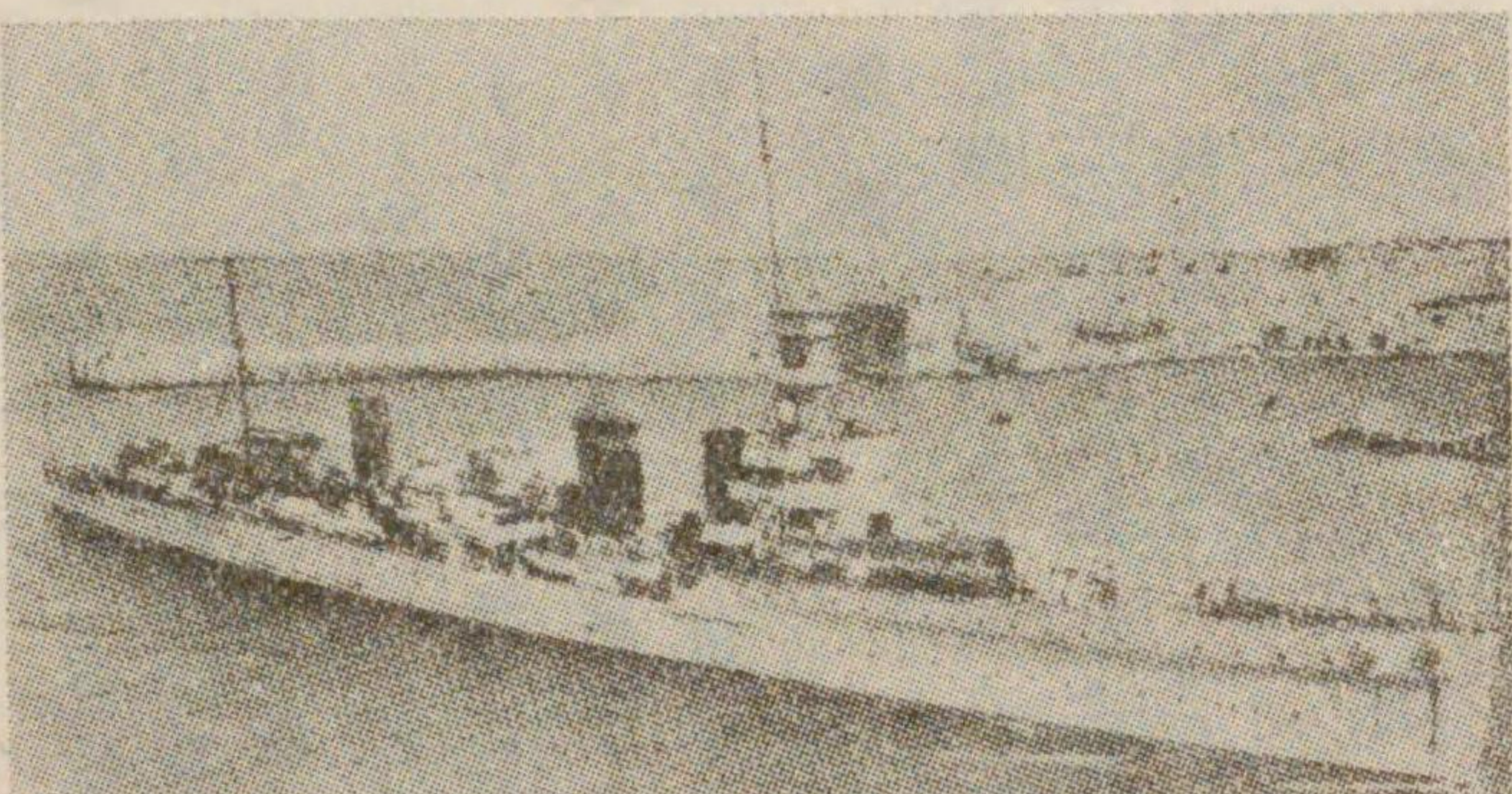
英海軍の組織 英國海軍は古來「王國海軍」即ち Royal Navy と稱せられ軍艦の名稱の冠詞には必らず H.M.S. (His Majesty Ship) が付けられて

英國海軍の黄金時代

「海軍は大英帝國の總ての、總てである」と誇稱した英國海軍も今では將に孤城落日の感あることは蔽ふ可からざる事實であるが、彼れの黄金時代とも稱す可きは一九一八年十一月二十一日デエットランド海戦に於て名將ビイチー提督が「獨逸海軍旗は日没時を以つて曳下し、許可なくして再び掲揚することを禁ず」といふ歴史的信號を旗艦クキン・エリザベスの橋頭高く掲げて獨逸大海艦隊を愕伏し去つたときを以つて絶頂とする。

居る様に建前としては英國皇帝の海軍であり軍艦である筈であるが、議會中心政治の同國では海軍は事實上文官の策戦參加を認められこの點米國とその軌を一にする。而して同國の艦隊編制はその植民地が全世界に散在する丈けに頗る廣範圍に亘る策戦の必要があり世界列強の軍備擴張競争の渦中にあつてはその傳統的海上勢力を維持することは至難とされ英國海軍の聲價は漸次没落の課程を辿りつゝあるは蔽ふ可からざる事實である。今同國艦隊の編成を示せば次の如し。

地中海艦隊根據地マルタ島



大西洋艦隊、英本國艦隊、地中海艦隊、支那艦隊、印度艦隊
英海軍の勢力 英國海軍の千九百卅六年九月一日現在の主力艦その他の現有勢力は次の如きものである。

主 力 艦	名	排水量 (基準)	速力 (節)	備 砲	發射 管	起工 年月	竣工 年月	製造 所
計 画 年 度	艦 名	排水量 (基準)	速力 (節)	主 砲	副 砲	起工 年月	竣工 年月	製造 所
一九二二	クイーン・エリザベス	三三、一〇〇	二五・〇	三五	二	一九一〇	一九一五	ポーツマス工廠

艦名	排水量	速力	主砲	副砲	管砲	發射管	起工年月	竣工年月	製造所
ヴァリアント	"	"	"	"	"	"	一三・二六	二六・二二	フェヤールフィールド社
ウォースパイト	"	"	"	"	"	"	一三・一〇	一五・三三	デボンポート工廠
バーラム	"	"	"	"	"	"	一三・二一	一五・一〇	J・ブラウン社
マレーヤ	"	"	"	"	"	"	一三・一〇	一六・二二	アームストロング社
ローヤル・ソヴリン	二九,一五〇	二三・〇	"	"	"	"	一四・一六	一六・一五	ポーツマス工廠
レヴェン	"	"	"	"	"	"	一三・二一	一六・三三	グイッカース社
レブリューション	"	"	"	"	"	"	一三・二一	一六・二二	パーマー社
ローヤルオーク	"	"	"	"	"	"	一四・一六	一六・一五	デボンポート工廠
ラミリーズ	"	"	"	"	"	"	一三・二一	一七・九	ピアードモア社
ネルソン	三三,五〇〇	"	"	"	"	"	一三・二二	二七・八	アームストロング社
ロドネー	三三,九〇〇	"	"	"	"	"	二七・八	キヤメルレイド社	

補助艦艇
 甲級巡洋艦一五隻、一四三、九七〇噸 乙級巡洋艦三九隻、二二五、〇六六噸 驅逐艦一七八隻、二一〇、〇六九噸 水上補助艦二二隻、五七九、一〇五噸 潜水艦五三隻、五五、四七四噸 航空母艦六隻、一一五、三五〇噸

第三項 其他の海軍

佛國海軍 佛國の海軍は世界大戰期間を通じてその活動は頗る不活潑であつた爲めに聯合國からは腐つた海軍 Corroded Navy と酷評され、自國のフォッシュ元帥でも「彼等は阿弗利加から三個師團の兵を輸送したに過

大規模の佛國空軍

佛國の海空軍はその編成の大なることに於て歐洲第一と傳へられる。彼等の海軍飛行隊としての中隊数は昭和十二年四月現在に於て十七ヶ中隊この所屬機二千九百八十機(海外部隊を含む)といふ多數を算し、地中海及西部海岸方面の絕對制空權を目標として異常の努力を傾倒して居る。

「ぎない」と非難した程である。然しながら戦後佛國朝野の海軍再建熱は列國の軍擴競争と共に旺盛となり建艦につぐに建艦を以てし今や次の如く堂々の陣容を整へるに至つた。

計畫年度	艦名	排水量	速力	備砲		發射管	起工年月	竣工年月	製造所
				主砲	副砲				
一九〇	ジャンバール	三三,一八九	三〇・三	五	二	三八	一〇・一三	一三・一六	ブレスト工廠
"	クールベール	"	"	"	"	"	"	"	ロリアン工廠
一九一	バリ	"	"	"	"	"	一一・二一	一四・八	ラ・セーヌ
一九二	ブルタニユ	"	"	"	"	"	一一・二一	一四・八	ラ・セーヌ
一九二	プロバンス	"	"	"	"	"	一一・二一	一四・八	ラ・セーヌ
一九三	ローレーヌ	"	"	"	"	"	一一・二一	一四・八	ラ・セーヌ
一九〇	コンドルセ	一七,五七	一九・七	三	〇	五	一〇・一三	一三・一六	ブレスト工廠
"	デロ	"	"	"	"	"	"	"	ラ・セーヌ
"	ヴォルテール	"	"	"	"	"	"	"	ラ・セーヌ
一九三	ダンケルク	二六,五〇〇	三〇・〇	三	〇	三	一三・一六	一六・一五	ブレスト工廠
一九四	ストラスブル	"	"	"	"	"	一三・一六	一六・一五	ブレスト工廠

補助艦艇
 甲級巡洋艦一〇隻、一〇五、九二三噸 乙級巡洋艦九隻、五八、八二五噸 驅逐艦七五隻、一二一、二四〇噸 水上補助艦九四隻、二八五、九八八噸 潜水艦八三隻、七八、〇六三噸、航空母艦一隻、二二、一四六噸

艦隊名	艦名	艦種	排水量	速力	主砲
佛國	プリモゲール	輕巡	七、三四〇	三三・一	一五・五—八
	砲艦十二隻	河用砲艦十隻			測量艦三隻
	潜水艦二隻	潜水母艦一隻			
伊國	アルト	輕巡	二、九三三	二六・六	一一・六
	砲艦一隻	河用砲艦一隻			
蘭國	ゼベンプロビンシ	巡洋	六、五〇〇	一六・三	二八—二
	ジャバ		七、〇五〇	三三・三	一五—一〇
	スマトラ		三、三三三	一一・〇	一五—一〇
	驅逐艦八隻	潜水艦十七隻			潜水母艦一隻 砲艦二隻
	其他小艇十隻				
露國	特務艦十九隻	碎水船四隻			河用砲艦十六隻
	河用航空母艦二隻	河用特務艦一隻			潜水艦四十隻
	驅潛艇九十隻以上	驅逐艦五隻			
葡國	砲艦一隻	河用砲艦一隻			巡洋艦一隻
暹羅	砲艦六隻	驅逐艦三隻			水雷艇四隻 其他十隻
支那	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍
滿洲國	砲艦七隻	假裝砲艦四隻			砲艇四隻 合計十五隻
智利	アルミランテ・ラトール	戰艦	二八、〇〇〇	二七・七	三六—一〇
	カピテン・プラト	海防	六、九三三	一八・〇	二四—一〇
	ゼネラル・オ・ヒギンス	巡洋	八、五〇〇	二〇・〇	二〇—一〇
	チアコ・エンカラダ	巡洋	四、四〇〇	一五・〇	一五—一〇
	アルミランテ・グロ	巡洋	三、二〇〇	一四・〇	一五—一〇
	コロネル・ポロネ	巡洋	三、二〇〇	一四・〇	一五—一〇
	驅逐艦二隻	沿岸警備艦十三隻			
	砲艦六隻	砲艦二隻			沿岸警備艦十三隻
	驅逐艦二隻	河用砲艦五隻			砲艦二隻 沿岸警備艦
	驅逐艦三隻	水雷艦四隻			潜水母艦一隻 河用砲艦五隻
	給油艦一隻				

帝國艦艇一覽

(昭和十二年八月現在)

排水量は基準トン数に従つた。なほ△印は未完成、○印は軍備制限條約の規定により戦闘任務に堪へざるものとなし保有し得たものである。

艦名	艦種	排水量	速力	備砲(砲門數)	管射	竣工年月	製造所
霧島	同	二九、三〇〇	二六・〇	一五(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
金剛	同	二九、三〇〇	二六・〇	一五(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
榛名	同	二九、三〇〇	二六・〇	一五(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
扶桑	同	三三、五〇〇	二七・〇	一八(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
山城	同	三三、五〇〇	二七・〇	一八(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
伊勢	同	三三、五〇〇	二七・〇	一八(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
日向	同	三三、五〇〇	二七・〇	一八(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
長門	同	三三、五〇〇	二七・〇	一八(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
陸奥	同	三三、五〇〇	二七・〇	一八(八)	四	大正二八	英ヱイツカ
練習艦	同	同	同	同	同	同	同
比叡	同	同	同	同	同	同	同
一等巡洋艦	同	同	同	同	同	同	同
加古	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
古鷹	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
衣笠	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
青葉	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
妙高	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
那智	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
足柄	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
羽黒	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
高砂	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
愛宕	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
鳥海	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
摩耶	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
平戸	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
矢矧	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
天龍	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
龍田	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
球磨	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
多摩	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
北上	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
大井	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
木曾	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
長良	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
五十鈴	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
名取	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
由良	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
鬼怒	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
阿武隈	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
那珂	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎
神通	同	一、〇〇〇	二〇・〇	三(三)	三	大正二七	神戸川崎

海 事 用 語 解 說

朝	○掃海艦																	
	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	第十三號	第十四號	第十五號	第十六號	第十七號	第十八號	同	同	同	同	同	同
日	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量	排水量
〇二	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力	速力
八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦	練習艦
備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲	備砲
八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)	八種高角(一)
竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月	竣工年月
明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇	明治三〇
製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所	製造所
英國社	播磨	三井玉	大阪鐵工	佐世保	三井玉	大阪鐵工	藤永田	大阪鐵工	藤永田	藤永田	三井玉	大阪鐵工	三井玉	大阪鐵工	三井玉	大阪鐵工	三井玉	大阪鐵工

敷島	富津	攝津	膠州	洲	室	野	知	襟	佐	鶴	尻	石	劍	高	隱	早	鳴	問	大	明
〇二五	九七五	六三三	二〇〇	八〇〇	九三五	同	四〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六〇〇	八〇〇	三〇〇	一〇〇	四〇〇	三〇〇	同	三〇〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	標的	測量(一)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三〇一	三〇八	三〇七	一〇一	三〇九	三〇三	同	三〇九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
英國社	同	吳	ドイツ	横須賀	三井玉	同	神戶川崎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

海軍用語解説

ア

揚切出帆 取引上の慣用語にて船舶が所定の貨物揚切後、積荷を爲さずその儘仕向地に出帆すること

揚地 船舶がその運送品を陸揚する場所
商法の所謂陸揚港

アジャスター Adjuster. 共同精算人

葦船 竹その他の植物性のものを集めて編み作れる古代の筏式又は籠型の船

安宅船 往昔熊野安宅浦にて製造せられし諸手船の一種、後軍船となる

天の浮橋 神代の船

安全航路 危険航路の對稱

アンカー Anchor. 錨

アンカレッジ Anchorage. 碇泊所、碇泊税、錨具

アングル Angle. 山形鋼材、角度

イ

インボイス Invoice. 貨物の送状、仕切書

飲料水 Fresh Water. 船員乗客の飲用に供する淡水、時に海水を蒸化使用することあり

インスペクター Inspector. 監督官、検査官

ウ

ウインチ Winch. 揚貨機、貨物の積卸に使用する船舶荷役機械

ウインチマン Winchman. 揚貨機操縦者

ウォーターライン Water Line. 吃水線

ウォーターマーク Water Mark. 水準表

ウエザー Weather. 天候

浮船渠 Floating Dock. 水槽に水を入れ適度にこれを沈め、その上に船を持來り槽中の水を汲出し、槽の浮力により船を槽と共に浮上らす船渠

上乗人 Super Cargo. 荷物監督人

運河 Canal. 人工水路中特に船舶航行に便するもの

上屋 Shed. 貨物保管の建物

イ

運賃建 運賃計算の單位

運賃同盟 Freight Conference. 一定の運賃率を定めその加盟船主はこの規約運賃率以下にては荷主の運送契約に應ぜざることを約束するものにて、この同盟の目的は海運市場の一定運賃率を維持するにあり

エ

エージェント Agent. 代理人、代理店

エキゾウスト Exhaust. 排汽(汽機)

沿岸航路 法定の船舶航行區域、我國で一般に云ふ沿岸航路とは日本内地の沿岸各港間の航路を指す

沿岸貿易 一國內の諸港間に行ける、貿易

煙霧信號 船舶が航行中煙霧に遭遇したる時各種の音響を發して、自船の位置又は進路を示し他船との衝突を避ける爲めに發する警戒信號のこと

オ

押噸 貨物積載に當り、その貨物の實際重量より少く計算し運賃支拂高を少くせんとする荷主の不正手段

オフハー Off. 契約の申込

力

海員審判所 海員の懲戒事件を審理判決する特別裁判所

海技免状 逓信大臣所定の海事技術試験に合格したるものに交付する免状

開港 Open Port. 條約又は法令に依つて外國貿易の爲めに開かれたる港のこと

海産 海上財産の意味にして、陸上財産に對するものなり

海事行政 海事に關する行政にして、その主要なるものは船舶行政と港灣行政の二項なり

海商法 海法中の一部私海法即ち海事に關する特別の私法上の法規を謂ひその大部分は商事に關するものとして商法中に規定されて居る

海損 船舶が天災若くは不可抗力によつて船體、積荷に損害を蒙つた場合全然その目的物が役に立たぬときこれを全損と云ひ、これ等の全損の程度に至らざる船體及積荷の損害並に費用を海損と云ふ

乾舷 船の中央部に於て水面より上甲板の舷側までの高さを云ふ

看貫 目方を計ること

汽壓 汽罐の壓力即ちその汽罐の保持し得る蒸汽の最大壓力を云ふ

汽機 Steam Engine. 蒸汽機關の略語なり

危険航路 航海又は海運取引の慣習上危険なりと指定せられたる航路

吃水 船が水上に浮べるとき、龍骨の下面より水面に至る垂直距離を云ふ

倉敷料 倉庫の使用料金

クレーム Claim. 故障申出、辨金賠償要求

クリーランス Clearance. 出港、出港免状

輕構造 Spar Deck Vessel. 二層以上の梁を有し、構造稍輕なる汽船にして中等重量の貨物を積載するもの

遮浪甲板船 Shelter Deck Vessel. 上甲板上の船首樓、船橋樓、船尾樓の三者連續して長大なる船樓を構成せる船舶で當初英國の家畜運搬に使用されて居たが、現在では大型航洋客船にもこの型の船が尠くない。

C. I. F. Coast Insurance & Freight. の略字、商品の原價と共に運賃、保険料等を荷送人が負擔する條件

自由港 一定地域を限り、その区域内に輸入する貨物に對し關稅の支拂を免除し且その区域内に於て自由に貨物の改装、仕分、製造、加工等を許す港

自由航路 政府により航路上の制限を受くることなく、苟くも法規の認むる範圍に於ては船主が自由にその營業の目的の爲めに航路を選定し、これに配船を爲すことを得る航路を云ふ

出港届 外國貿易船が開港を出航せんとする時船長は必ず税關に申告して出港免許を受けることになつて居る、その申告書を出港届と云ふ

キ

經濟速力 採算上有利なる速力

繫船 船舶を運送の用に供せずして港灣に繋留せしむることを云ふ

ケビン Cabin. 船室

檢才 貨物の容積を検査すること

公海 何れの國の主權にも歸屬せざる海洋を稱す

航海日誌 船長が船舶の航海に關する事項を記載したる日記であつて、その備付及記載は船長の義務として法の命ずる所なり

航海手當 航海中船員に支給する俸給以外の特別手當

コンプラドー Compradore. 買辨、支那印度等に於て下受制度にて貨客の積卸に従事する代理業者

サウンディング Soundings. 測深

サーベイ Survey. 検査 鑑定

サーベイヤ Surveyor. 検査官、検査人

商港 旅客貨物を運搬する商船の碇泊する港

シリンダー Cylinder. 汽筒

スカツパー Scupper Pipe. 排水管

スカツトル Scuttle. 舷窓

推進機 Propeller. 機關を以つて運轉する船の推進裝置

水路 Waterway. 船舶の航行し得可き水面を云ふ

水路誌 各海區、港灣の天候、氣候、風潮海岸の趨勢、水路の難易、港灣の状況或は高山、高角、燈臺等より船舶の採る可き針路等に至るまで航海業者の参考となる可き萬般の事項を収録したる書籍にて海軍省に於て發行す

ステートルーム State-Room. 上等室

ステアレージ Steerage. 操舵、下等船室

ステベドリア Stevedore. 貨物積卸人

ストック・ボート Stock Boat. 仕入船

税關上屋 Customs Shed. 船積の爲税關

ク

クルーヤランス Clearance. 出港、出港免状

輕構造 Spar Deck Vessel. 二層以上の梁を有し、構造稍輕なる汽船にして中等重量の貨物を積載するもの

遮浪甲板船 Shelter Deck Vessel. 上甲板上の船首樓、船橋樓、船尾樓の三者連續して長大なる船樓を構成せる船舶で當初英國の家畜運搬に使用されて居たが、現在では大型航洋客船にもこの型の船が尠くない。

C. I. F. Coast Insurance & Freight. の略字、商品の原價と共に運賃、保険料等を荷送人が負擔する條件

自由港 一定地域を限り、その区域内に輸入する貨物に對し關稅の支拂を免除し且その区域内に於て自由に貨物の改装、仕分、製造、加工等を許す港

自由航路 政府により航路上の制限を受くることなく、苟くも法規の認むる範圍に於ては船主が自由にその營業の目的の爲めに航路を選定し、これに配船を爲すことを得る航路を云ふ

出港届 外國貿易船が開港を出航せんとする時船長は必ず税關に申告して出港免許を受けることになつて居る、その申告書を出港届と云ふ

ケビン Cabin. 船室

檢才 貨物の容積を検査すること

公海 何れの國の主權にも歸屬せざる海洋を稱す

航海日誌 船長が船舶の航海に關する事項を記載したる日記であつて、その備付及記載は船長の義務として法の命ずる所なり

航海手當 航海中船員に支給する俸給以外の特別手當

コンプラドー Compradore. 買辨、支那印度等に於て下受制度にて貨客の積卸に従事する代理業者

サウンディング Soundings. 測深

サーベイ Survey. 検査 鑑定

サーベイヤ Surveyor. 検査官、検査人

商港 旅客貨物を運搬する商船の碇泊する港

シリンダー Cylinder. 汽筒

スカツパー Scupper Pipe. 排水管

スカツトル Scuttle. 舷窓

推進機 Propeller. 機關を以つて運轉する船の推進裝置

水路 Waterway. 船舶の航行し得可き水面を云ふ

水路誌 各海區、港灣の天候、氣候、風潮海岸の趨勢、水路の難易、港灣の状況或は高山、高角、燈臺等より船舶の採る可き針路等に至るまで航海業者の参考となる可き萬般の事項を収録したる書籍にて海軍省に於て發行す

ステートルーム State-Room. 上等室

ステアレージ Steerage. 操舵、下等船室

ステベドリア Stevedore. 貨物積卸人

ストック・ボート Stock Boat. 仕入船

セ

税關上屋 Customs Shed. 船積の爲税關

サルベージ Salvage. 海難救助

シー・アンカー Sea Anchor. 荒天の際洋中に漂泊するとき船首を風浪に向ける爲めに海中に垂下する錨鎖裝置

試運轉 船舶の建造機装を了り、造船所が注文主に船を引渡す際に行ふ運轉試験

自家保險 船主が自己の船舶を自ら保險すること

仕切 帆船時代の用語、發送積荷目録を作成することを謂ひ、現在の送狀インボイスに相當するもの

支水隔壁 船内を區劃せる防水壁

社外船 社船即ち日本郵船、大阪商船及その直系會社を除く一般船主の所屬船を社外船と云ふ

社船 前項参照

シャフト Shaft. 車軸、推進軸

シッフ・チャンドラー Ship Chandler. 船具商

シグザグ・コース Zigzag Course. 乙字形針路

に送致し又は陸揚したる貨物を暫時藏置する場所

關船 王朝時代より存したる日本型船にして中世以後の日本型船は多くこの關船の系統に屬し、その變化せるものなり。

セーリング・オーダー Sailing Order. 出帆命令

セーラーズ・ホーム Sailors Home. 海員寄宿所

船員手帖 船員の身分を證明する手帖であつて我國の船員は船員法によつて總てこの手帖を所持することに決められて居る

船架 船舶修理の爲めの設備であつて機械力を以て大船を陸上に引揚げる斜道その他から出來て居る。

淺吃水船 河川、湖沼等に於て使用する爲め特に吃水を淺く製造したる船

船渠 Dock. 普通ドックと稱する船舶の修理及艤裝に使用するもの

千石船 帆船時代に於ける帆船の代表語當時の優秀船の標準とも云ふ可きものなり

戰時禁制品 戰時敵國の策戦に寄與する一切の物資を分ちて二種とし第一種は兵器

彈藥、爆發物並にその材料及製造機械、セメント、陸海軍人の制服及武裝具、鋼鐵類、艦船の製造及艤裝の材料等を絶對的の物とす

船主 船舶の所有者、廣義の意味に於ては備船者及船舶賃借人等をも云ふ

船籍港 船舶は人間と同様必ずその本據となる登録地、即ち船籍を登録した所謂船籍港を持つて居る。

船艙 Ship's Hold. 船舶中荷物を積入る目的を以つて造られた場所を謂ふ

船燈 船舶の航海及碇泊中に於ける夜間標識燈

船内雜費 船舶航海碇泊中に要する諸雜費にして、例へば電報料、通信料、書籍代上陸費、陸上交通費等の如きものを云ふ

船内人夫 船舶輸送貨物の積揚人足

船舶國籍 船舶は何れも所屬國を示し、何國の保護管轄の下にあるやを明白にする爲め管海官廳に申請登録し國籍證書を下

附されることになつて居る。

船舶從物 船内備付書類中の屬具目録に記載せられたる物品を謂ふ

船舶職員 法定職員とも云ひ、船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長、一等機關士を謂ふ

船舶通過報 船主又はその代理店が、その船舶の通過する燈臺に對し、船舶の名稱通過時間を電報を以て通知せんことを依頼し、これに對して燈臺より發する報知を謂ふ。

總揚 船舶が仕向港に到着したるにもかゝらず荷受人が契約の時間内に引取らざる場合船長が任意その積荷を陸揚することを總揚と謂ふ

雙階車汽船 Twin Screw Steamer. 二個の暗車推進機を裝置する汽船

艙口 Hatch. 甲板上にある積荷出入口

底荷 空船航海の場合、船脚を作る爲めに鐵、砂礫その他の重量物を安價に積むことあり、これを底荷と云ふ。

タ

ターレット船 Turret Deck Vessel. 袋

物その他容積貨物の船積に便する爲め上甲板と船側及突起部との接續部分が恰も巾着の如く、口小にして腹大なる装置の船舶をいふ

滯船料 契約上の碇泊日數を超過し尙滯船を必要とするとき備船者より船主に支拂ふべき損害賠償金をいふ

大連特産物 大連港を中心として輸出せられる大豆、豆粕、豆油、高粱、麻子、蘇子等をいふ

脱船 船員が船舶を脱出し復歸せざるをいふ

タリマン Tallyman. 船積陸貨物の數取計算人

ダブル Down Hold. なる言葉の轉化したるものにて船舶の積荷を爲す場所

チャーター・パーティー Charter Party. 備船契約書

チャーター・レージ Charterage. 備船料

着船案内 船舶が港灣入港の際税關に通告する着船申告書をいふ

重構船 Heavy Deck Vessel. 構造堅牢にして、甲板上に重量貨物をも隨意に積載し得可き船舶

直航船 積地を出帆したる船が途中何れにも寄港せず仕向地に航行する場合その船を直航船といふ

通風 Ventilation. 船内客室及船室、貨物室等を始め汽罐部等に空氣の流通をよくすること

月内積 貨物の船積がその月内中に行はるべきものを云ひ、更にこれを三別して上旬積、中旬積、月末積となつて居る。

積合 數種類の貨物を積せる場合をいふ

積石數 日本形船舶の總容積を意味す

定期船 航路及發着期日を一定する航海に従事する船舶をいひ、その航海を定期航海といふ

停船 船舶の航海を停止せしめ、その業務に従事することを不可能にすることをいふ

適船 荷主又は備船者或は買船者がその希望する船舶

デスパッチ・マネー Despatch Money. 期間備船料

デツキ・カゴ Deck Cargo. 木材等の如き甲板上貨物、オン・デツキ・カゴともいふ

デツキ・パッセンジャー Deck Passenger. 船室を與へず甲板上に放置される下等船客

デッド・ウェイト Dead Weight. 重量噸

デマレーヂ Demurrage. 備船料

燈船 Lightship. 燈臺船とも云ふ、燈臺の築造困難なる港口又は淺瀬、暗礁等の位置を示す爲めに八十噸乃至二百五十噸の鐵船に燈火を裝置したる航路標識船をいふ

トータル・ロス Total Loss. 海上保険の用語、全損参照

ドッキング Docking. 入渠

特殊貨物 袋入コーヒー、砂糖、種子類、米、籾入果實、鐵、帶締、綿絲布、豆粕等の所謂特定荷造貨物と石炭、礫石、大豆、小麥、石油、豆油等の大量積貨物をいふ。

トランシット・デユース Transit Dues. 通航税

トライアル Trial. 試運轉

トロカイ船 トロール船を改造したる船の俗稱、その構造上船尾機關のもの多し

トリップ・チャーター Trip Charter. 短期航海備船

け、買主がその手形の支拂を爲したるとき、銀行は買主に船荷證券を交付する

荷繰賃 船内に於ける積荷を甲の場所より乙の場所に繰り送る爲めに要する人夫賃をいふ

二港積 荷物積地の二港に亘る場合をいふ

荷物方 タリーマン参照

解船 船舶を解體することをいふ

トップ・ヘビー Top Heavy. 航海上の用語、船舶の甲板積貨物が多く、船體の重心が上部にある状態をいふ。

成行運賃 海運取引上の用語、積荷の蒐集を容易ならしめる爲めに、船主がその船積地の代理店又はその支店等に運賃契約を定めず總て成行にて運賃取極を爲すことを一任するを云ふ

拔荷 積荷を抜取る船員又は運送取扱人の不正行爲

濡荷 船舶が暴風雨激浪等に遭遇したるとき海水又は船底汚水等の爲めに積荷に濡れを生ずることあり、その積荷を濡荷といふ

ドライ・ドック Dry Dock. 乾船渠

トランク船 Trunk Deck Vessel. 上甲板上に船の全長に亘りて船幅の約二分の一の幅の突起部を有する、穀物及石炭等の粒状貨物を運搬するに便利なる船舶をいふ

荷爲替手形 隔地者間の商取引に於て賣主は物品の發送に際し、買主に宛てゝ爲替手形を振出し、船主より船荷證券の交付を受けると共にこれを銀行に提供して運送品を擔保に銀行より手形の割引を受

燃油船 船舶燃料は普通船費の四割を占め船舶經濟上最も重要なものであるから最近在來船の焚炭裝置を燃油裝置に改造するものゝ又は重油専燒の内燃機關を有する船舶が激増した即ちこれ等を總稱して燃油船と云つて居る。

ドラフト Draft. 吃水

噸税 船舶が港灣に入港する場合、賦課される租税

ドンキー・ボイラー Donkey Boiler. 補助汽罐

ナランバン 火夫長 No. 1 Diler. の轉化語

早船 取引上二様の意味に使用され、一は貨物の積取を急ぐ場合に於ける廻船期日の早き船を意味し、他の一つは備船者の希望に應じ直に引渡し得る船をいふ

ネーバル・アーキテクチュア Naval Architecture. 造船學

パート・カーゴ Part Cargo. 邦語の所謂端した荷物又は半途荷物と云ふに相當し、數量の揃はざる場合の荷物をいふ

バラスト・タンク Ballast Tank. 荷脚を作る爲め船艙の一部に水艙を設け水の出入によつて吃水を加減するその水艙をバラスト・タンクといふ

野積 荷物を倉庫、上屋等に收容せず露天積とすること

ノーテカル・カレッジ Nautical College. 商船學校

ノーテカル・アルマナク Nautical Almanac. 航海曆

パイロット Pilot. 水先案内人

波状外板船 Corrugated Hull Ship. 船體の外板を船側に於て波形に曲げ、船側に二條の溝を作りたるものなるも、工事困難なるを以て現在では一般に建造せられな

バラスト Ballast. 荷脚又は底荷と稱せられるものをいふ

バンク・ファイヤ Bank Fire. 汽罐の火を埋火にして置くこと

ベース・カーゴ Berth Cargo. 船舶の餘積を利用して、船主が積荷を爲す荷物であつて、その運賃は普通貨物運賃より低廉なるを常態とす

裸荷物 包装せざる荷物例へば木材、枕木、レール、鐵管、鋼材、豆板粕、石炭、原鹽等をいふ

バック・フレート Back Freight. 船主が積荷を陸揚港に運送し受荷主にこれを引渡さんとするも受荷主が運賃を支拂はぬ場合船長は積荷を留保し、又は裁判所の許可を受けてこれが競賣を爲しその代金を運賃に充當し尙不足なる場合これを荷送人又は備船者に請求する。この不足運賃をバック・フレートといふ

バース Berth. 船中の寢床

バンカー・キャパシティー Bunker Capacity. 石炭庫載炭能力

ハリヤード Halyard. 帆桁、旗等を上下する揚索

ハーター法 西曆一八九三年米國に於て制定された船主の責任を明白にせる法典にして現在の海商法もこれに負ふ所が多い

バーチャー Vouchers. 船長又は船主及備船者の代理店がその事務の爲めに支出せる費用の受取證又はその支出の證據書類をいふ

発航 出帆と同意義

ハッチ Hatch. 船艙への貨物出入口

ハーバー・マスター Harbour Master. 港長、港務部長

ハーバー・デユース Harbour Dues. 港費

ヒ

ビーム Beam. 船梁、甲板の裏にあつて甲板の骨となり補強の用を爲す梁材をいふ
ビー・エル B. L. 船荷證券 Bill of Lading. の略語

日貨備船 特定の航海の完成を以つて目的とする場合、日数により備船期間を定める備船契約の様式

標準運賃 一の市場を中心として一年を通じて最も荷動きの多き例へば若松—京濱石炭運賃、カーヂフ—ポート・サイド石炭運賃、アルゼンチン—英國穀物運賃の如き、その市場の基準となる可き運賃を意味する

標準船型 造船材料、その他各種船用品の規格を統一製造しこれが供給を容易ならしめ且製圖設計の手数を省略して造船能力を増進する目的を以つて政府が豫め船型を定めて建造せしめるその船型をいふ

フ

浮標 Buoy 俗稱浮木、航路標識用及繫船浮標の二種あり
フェア・ウェイ Fair Way. 航路、通路、港の入口

フエンダー Fender. 皮又は古綱等により船舶が他物に接觸する時舷側にあて、破損を防ぐ防舷材

覆甲板船 Awning Deck Nessel. 二層以上の甲板を有し最も構造輕快なる船舶を云ふ

不定期船 英語に云ふ Tramp の意義にして一定の航路並に發着期日を定めず荷動きの如何によつて随時任意の港より港へ進行する船舶をいふ

埠頭 Wharf. 港灣設備の一にして陸岸を凹字形に築出、船舶の繋留に便せるものをいふ

船脚 Draft. 船舶の水面下に沈下せる部分をいふ、吃水の俗稱

船側渡 普通輸出港にて本船の船側まで貨物を持來つてこゝにて受渡を了る取引上の貨物受渡条件の一つをいふ

船鑑札 船籍の證明を爲すものにて小船は常にこれを所持して船舶國籍證書に代ふるものなり

船込 港灣に於ける船舶が著しく輻輳せる状態をいふ

船床貸 裸備船と同意義

船荷證券 B. L. と同意義

船腹契約 船腹全部に就て運賃額を定める契約を云ひ Lump Sum Freight. と同一なり

フリー Free 船舶がその航海を終り何時にても次の航海に就き得る状態になる時をいふ

ブロークン・スペース 貨物を船積する場合、貨物と貨物との間又は船艙内ピーム、スタンション等との間に生ずる間隙をいふ

分損 全損に對する語

ヘ

米材 米材とは北部太平洋岸より日本向輸送せられる木材のことで、米松、米杉、米榿、米檜、米樅等であるが就中、米松が最も多量である。これ等は我不定期船好箇の荷物として海運市場に重視されこの運賃は標準運賃とされて居る。

ヘーソン Basin. 繫船地

ヘヤリング Bearing. 機關の軸受

ベルブイ Bell-Bouy. 港口に装置し波の動搖によつて自動的に鳴つて淺瀬を知らす打鐘浮標をいふ。

ヘルム Helm. 操舵、舵柄、舵

返船 備船期間満了の船舶を船主に返還することをいふ

變路 豫定の航路を正當の理由なく變更するをいふ

ホ

放棄船 Ship Abandoned. 海上保険に於て海難その他の事由の爲め行方不明となり、或は敵船又は海賊の爲め捕獲せられ

て船主はその所有船に對する權利一切を

保險者に委付して保險金を受取ることありこの委付船を放棄船といふ

ボート・ノート Boat Note. 揚地港に於て貨物を舁取りせし場合その舁毎に一枚宛發行する舁の貨物受取證をいふ

ボート・トップ Boat Top. 空船吃水線と滿載吃水線との間の船側をいふ

ボート・ドリル Boat Drill. 端艇操練

ボースン Boatswain. 水夫長

ホウサー Hawser. 錨索、大綱

ホーレン ボーデング・ハウスの轉訛せしものにて海員の職業紹介又は周旋を業とするものをいふ

保險航路 保險航路とは保險者の保險せる航路區域をいふ

輔佐人 民事訴訟法に於ける輔佐人とは當事者と共に裁判所に出頭してその權利を伸張し又は防衛する爲めこれを補助するものをいふとあり、海員懲戒法には地方海員審判所の認可したる場合には、被審人は輔佐人を用ふことを得る旨を規定

して居る。

北海道特産物 産業的に見た北海特産は普通、木材、雜穀、海産物、石炭等であるが海運市場では主として雜穀類、澱粉、諸海産物のみを意味するものである。

北洋材 北海道、樺太、沿海州方面から積出される木材であつて、時には年額一千万石にも達する大量貨物であるから海運市場に與へる影響も多くこの運賃率は近海市場の標準となつて居る。

本船 特定の船を指示する場合に本船なる言葉を用ひ、又船員が本船に歸ると云ふはその乗組める船を意味するものである。

本船渡 船舶入港の際、船主と荷受主との貨物受渡を本船に於て爲すことをいふ、船側渡と同意義なり

磨損 貨物が運送の際磨擦して損傷を蒙ることをいふ

マニラロープ Manila Rope. マニラ麻の纖維で製した強靱なる綱であつて内外

船舶の大索、曳網として専ら使用される
マニフェスト Manifest. 税關に申告する積荷目録

満船航海 名稱の示すが如く船舶の積荷が船腹の最大限度に達し、餘地の存せざる状態を以つて航海することをいふ

マンホール Man Hole. 汽罐又は二重底に出入する狭い通路口

水先人 Pilot. 水路を嚮導する案内者をいふ

水先法 始め外國船舶の日本領海航行に際しその安全を保証する爲め明治九年西洋形船水先免規則の制定ありその後數次の改正を経て現在では明治三十二年三月の水先法及昭和五年十二月の同施行細則が施行されて居る

ミッドシップ・セクション Midship Section. 船舶中央断面圖

水切り 貨物を陸上に揚げることをいふ

無税品 關稅の賦課を受けざる物品、我國

に於ては從來有税貨物中、個々に付無税輸出を許可したこともあるが、關稅定率法の實施と共に現在では皆無となつた
ムーアレージ Moorage. 碇泊所

メーク・ポート Make a Port. 入港する

メーデン・ヴォエージュ Maiden Voyage. 處女航海

メイト・レシート Mate Receipt. 船より出す貨物受取證

免責約款 船荷證券又は備船契約書に掲げられる免責條項をいふ

持越 Over Carriage. 船主が運送品を當初の契約所定の港に陸揚せずして他の港に運送せし場合をいふ

原地調 貨物を揚地に於て荷渡する場合にその貨物に故障のあることを發見、これに關する原因取調を原地に照會調査すること

モデル・シップ Model Ship. 船體模型

モンsoon Monsoon. 印度洋にて五月より九月迄南西印度より、十月より十二月迄北東亞細亞より夫々印度洋に向け吹く季節風をいふ

ヤ

八幡船 倭寇船の別名

ヤード Yard. 橋桁

ヤード・イン・トランシット Yarding In Transit. 木材の途中揚卸、保管仕譯

大和形船 西洋型船に對する國名の日本船の代名詞

ニ

優秀船 老朽船若くは不經濟船に對する新造優良船の代名詞であつて嚴格に云へば船型、速力共に優り而かも經濟的に他船を凌駕するものでなければならぬ。

油槽船 Tanker. 石油、重油等の輸送専用船

エ

養罐水 Feed Water. 汽罐中の水が航海、碇泊と共に蒸發して不足するに對し、こ

れを補給する淡水であつて普通汽罐水とは觀念上別個のものである

備船主 備船者と同意義

豫定保險 保險契約當事者の一方、即ち保險契約當事者の一方、即ち保險契約者が口頭若くは文書を以つて要件の未詳なる保險契約を申込み、これに對し保險者が承諾の意思表示を爲すことによつて成立する保險契約のことである

夜荷役 船舶の荷役は日出より日没迄又は税關執務時間内に行はるゝを原則とするも船舶が特に出帆を急ぐ場合、夜中荷役を行ふことをいふ

ラ

ライフボート Life Boat. 船舶に備付の救命艇

ライフライン Life Line. 救命索

ランディング・エゼント Landing Agent. 外國より貨物を輸入する場合、船側、船、車船、税關、倉庫、波止場又は埠頭等に於て船會社と特約して荷揚を一手に引受

ける陸揚請負業者をいふ

ける陸揚請負業者をいふ

亂儀 儀裝貨物の包装の壞れたるをいふ

ランプサム・フリート Lump Sum Freight. 船腹運賃、積荷の都合にて船腹全部を借切りこの運賃幾何と取極めることをいふ

リ

陸揚 積込たる貨物をその到着港に於て揚荷するをいふ

リーウエー Leeway. 風壓差

リギング Rigging. 索、索具

リベート Rebate. 船會社が荷主と契約し一定條件の下に運賃の割戻を爲すをいふ

リベット Rivet. 鉄又は鉄釘と稱するものなり

領海 Territorial Sea. 一國主權の下にある海岸の部分

離路 Deviation. 豫定航路を離れて航行することをいふ

ル

ルート Route. 航路

ルックアウト Lookout. 見張り

レ

レベル Level. 水平、水平線

レール Rail. 手摺

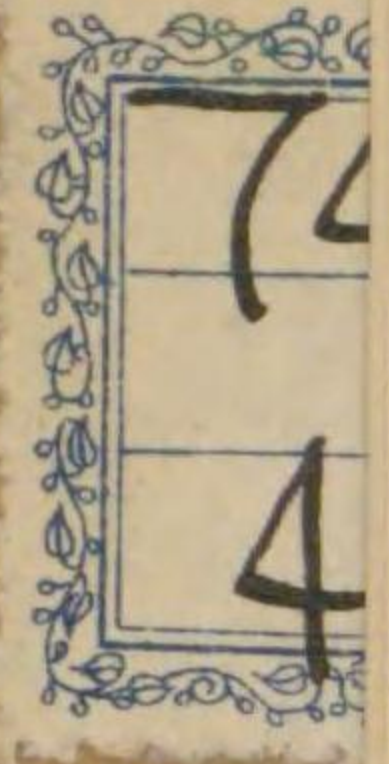
連続航海 同一航路を折返し航海することであつて例へば折返し二回の場合は連続二航海といふが如し

ロ

ロイド・サニヤ・レポート Lloyd's Survey Report. 船舶の積荷が外國に於て損害を惹起したる時ロイド鑑定人の鑑定書を基礎として損害を調査することは保險證券に明記して居る、これ等の鑑定書をロイド・サニヤ・レポートと云ふ、尤もロイド鑑定人のなき場所では適當の鑑定人を選定することは勿論である。

ローター船 Roter Ship. フレットナー博士の考案せる回轉圓柱による風走船

ロープ・ラダー Rope Ladder. 索梯子



ロンドン約款 小額填補約款ともいひ海上保険契約中の一約款、當初海上保険は全損若くは一定額以上の分損のみを補填するのみであつたが被保険者の不利と不便に鑑み或種の危険に對しては何程小額にても保證することを原則とすることにロンドン保険界に於て決定約款中に加へるに至つたのでこの約款をロンドン約款と云ふ。

ワ

割合運賃 運送契約貨物の一部のみが運ばれて運送契約が終了し、又は解除せられた場合その終了又は解除の日までに爲したる運送の割合に應じて船主が取得する運賃をいふ

割増運賃 運送契約又は備船契約に於て定められたる一定運賃以外に更に若干の運賃の割増を船主及備船者又は荷主間に協定することあり、こと場合の運賃を割増運賃 Extra Freight 云々

濃糖積取 臺灣の砂糖を内地に運送することを意味する、積出時期は製糖の關係上

二月より四月迄を最多とし、この期間内にその大半の積出を了るを常とする
ワスターズ Waters. 委託貨物の一部を揚地に於て引取りたる後の不用積戻品
ワラント Warrant. 倉庫證券
ワーム Worm. 不凍港
ワニ船 我神話中に頻りに現はれる船名であつて、例へば大國主命が救助し給へる兎が鰐魚とその勢力争を爲し、鰐魚の部族を隱岐島より氣多崎まで列べたとあるが如きその一例である。然しながらこの時代の鰐魚とは鮫の一種でコロコダイルではない。

参考例題索引

第一編 總説例題

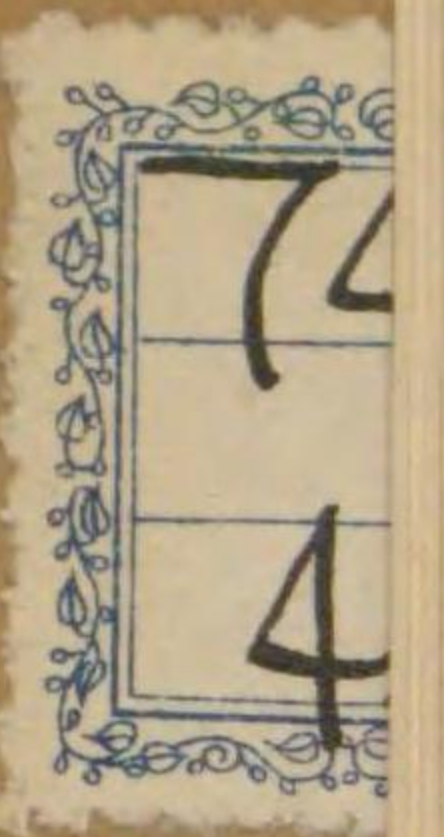
- 海洋の學術的研究……………一
- 海洋面積測定法……………二
- 大洋の語源……………三
- 水半球と陸半球……………四
- 太平洋の名稱……………五
- 世界主要海溝の深度……………六
- 深海と高山の比較……………七
- 海底の斷崖絶壁……………八
- 海洋測深法……………八
- 地球冷却説と海洋……………一〇
- 瀬戸内海の成因……………一〇
- 海洋の年齢……………一一
- 海洋の鹽分含有量……………一一
- 海水鹽分の一例……………一二
- 日本沿岸の潮差……………一三
- 潮汐の古記録……………一四
- 海流の不思議……………一四
- 世界主要海流と速度……………一五

参考例題索引

第二編 海運例題

- 暖流と寒流……………一六
- 海水は何故青い……………一六
- 文藝に現れた海洋……………一七
- グロチユース自由論……………一八
- 海上權力と地形……………二〇
- 國是を語る地形……………二三
- 世界各國の海岸線……………二六
- 我國の面積と海岸線……………二七
- 太平洋に於ける列國海運勢力表……………二八
- 太平洋海軍地圖……………三三
- 戰時動員計畫……………三五
- 本邦海運發展と對外貿易の躍進……………三七
- 航空機の發達と海運……………三八
- 露人の日本國民觀……………四〇
- 海外發展の先覺者……………四〇
- 鎖國時代の海國民……………四六
- 日英兩國國民の海事思想……………四六
- 諾威の農産物……………五
- 濱田彌兵衛の瞻略……………五
- 東方見聞録……………五
- 煙草の傳來……………六
- 世界人口密度比較……………六
- 汽車と汽船の輸送力……………六
- 古代の海上法規……………六
- 古代貿易と海運……………六
- ノルマンの活躍……………六
- ハンザ同盟……………七
- 航路發見時代……………七
- コロンブスの米國大陸發見……………七
- 世界最初の汽船シャロツトダングス號……………七
- クラモント號の初航海……………七
- 大西洋橫斷第一船……………七
- 外國郵便發着數……………七
- 我國船舶の無線電信……………七
- 昔と今の海上旅行……………七
- 本邦棉花羊毛輸入高……………八
- 本邦主要貿易外收入……………八
- 帝都大震災と海運……………八
- ステベドア……………九
- 明治以前本邦海事年譜……………九
- 我國補助金制度の濫觴……………九
- 本邦歐洲航路第一船……………九
- 海運界三巨人のプロフイル……………一〇
- 近藤廉平—中橋徳五郎—淺野總一郎……………一〇
- 海運黃金時代……………一〇
- 歐洲大戰中本邦海運關係國際收入……………一〇
- 戰爭と日本海運界……………一〇
- 外國古船輸入問題……………一〇
- 年額僅か一億圓……………一〇
- 大西洋の女王……………一〇
- 補助命令航路の内容……………一一
- 本邦主要五港貿易船入港表……………一一
- 主要國造船機所數……………一一
- 主要國石炭産額……………一一
- 英獨海運争覇戰……………一一
- ロイドの船名録……………一一

四〇三



正誤表

- 一、五一頁參考例題「諾威の農産物」項中諾威面積三十二萬三千六畝は方畝の誤植
- 一、一四八頁五行目及一五四頁參考例題東洋汽船天洋丸建造年次は共に明治四十一年の誤植
- 一、二三七頁「我國主要燈臺表」中室戸島は室戸岬の誤植
- 一、二六〇頁參考例題「海員審判所」項中海事局とあるは海事部の誤植
- 一、三〇八頁參考例題、海事金融施設二六行目原價が年三分七厘とあるは利率が年三分七厘の誤植
- 一、三一三頁郵便定期航路項中南洋郵船とあるは南洋海運の誤植

昭和十二年十二月十五日印刷
昭和十二年十二月二十日發行

海事讀本與付

定價 二圓

版權
所有

著者兼 畝 川 鎮 夫
發行者 兼 畝 川 鎮 夫

印刷者 田中印刷出版株式會社
神戸市神戸區江戸町百〇二番

大阪市此花區上福島北一丁目四番地

發行所 海事彙報社

電話福島④ 二四二四番
振替口座大阪三四九九番

74
4

74
4

近藤記念海事財團一覽

近藤記念海事財團

所在地 東京市麴町區丸ノ内二丁目(郵船ビル)

沿革

大正十年二月日本郵船株式會社々長男爵近藤廉平氏病を以て歿するや、同會社は生前の功勞に酬ゆる爲め株主總會の議を経て金七拾萬圓を贈與した處、嗣子滋彌氏はこれを私するに忍びずとして同年十一月金五拾萬圓を寄附して故人の海事に終始した事蹟を永久に記念する爲近藤記念海事財團を創設した。今や創立後十有六年を経過し、次に掲ぐる様な海事に關する諸般の事業に貢獻し尙倍々その徹底に努力して居る。

目的 (A)海事に關する事項の調査、研究、發明等の助成、(B)海事に關する學術の獎勵、(C)海事に關し必要な講演又は出版、(D)海事に關し特殊の功勞ある者の表彰、(E)海運従業者の獎勵保護

役員

理事長	侯爵 大久保利武
専務理事	藤島 範平
理事	石橋 甫

同	堤 正義
同	中島 滋太郎
同	大谷 登
同	濱田 彪
同	岩田 宙造
同	各務 幸一郎

事業の概要 既往十六ヶ年間に於て財團の遂行し又は遂行しつゝある事業件數九十餘件、補助金額參拾參萬圓に上りその主要なるものを擧ぐれば左表の如し。

事業	補助金額	備考
工學博士 末廣恭二 船舶動搖に關する研究助成	一四、五〇〇	研究論文の發表あり
文學博士 西村眞次 日本古代船舶史研究及編輯刊行	一六、〇〇〇	各研究題目の著作刊行
造船協會 日本近世造船史續篇編纂出版補助	一三、〇〇〇	日本近世造船史(大正時代)刊行

故船長 新々高度及方位表、太陽方位表刊行補助	五、〇〇〇	既刊
東京高等商船 航海表編纂刊行補助	七、五〇〇	既刊
理學博士 「オーシャンタイド」の變化に關する研究助成	六、〇〇〇	檢潮所一ヶ所建設
工學博士 海水中の硫酸石灰に關する研究助成	五、〇〇〇	研究論文の發表あり
工學博士 船舶の抵抗に關する研究助成	一一、〇〇〇	研究論文の發表あり
海事彙報社 海運興國史編纂刊行補助	六、〇〇〇	既刊
工學博士 デイゼル機關に於ける燃料に關する研究助成	六、八〇〇	研究報告の發表あり
東京帝大法學部 海法研究室研究費補助	七、五〇〇	既刊
住田正一 海事大辭書編纂刊行補助	五、〇〇〇	既刊
住田正一 日本海事史料叢書編纂刊行補助	一三、六五〇	既刊
淺越金次郎 淺越航海表刊行補助	八、〇〇〇	既刊
神戸高等商船 船舶内燃機關使用油研究助成	五、〇七〇	研究報告の發表あり
中央大學 歐米留學特殊研究助成	五、〇〇〇	研究報告の發表あり
公立商船學校 同教科書編纂補助	六、〇五〇	教科書全二卷完成
本財團創立十周年記念海事文庫創設	三三、五〇〇	日比谷圖書館内に海事文庫設立

工學博士 拔山四郎 船舶用復水器の研究助成	六、〇〇〇	研究報告の發表あり
東北帝大 古田良一 日本海運史研究助成	五、〇〇〇	
中華民國法政研究會 村上貞吉 中華民國海商法等海法法規研究助成	六、〇〇〇	
工學博士 沼知福三郎 船舶推進器の研究助成	一一、〇〇〇	

近藤記念海事財團寄附行爲

第一章 總則

- 第一條 男爵近藤滋彌ハ父廉平カ海事ニ始終シタル事歴ヲ永久記念スル爲メ金五拾萬圓ヲ寄附シ財團法人ヲ設立ス
- 第二條 本財團ハ主トシテ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス
 - 一 海事ニ關スル事項ノ調査、研究、發明等ノ助成
 - 二 海事ニ關スル學術ノ獎勵
 - 三 海事ニ關シ必要ナル講演又ハ出版等
 - 四 海事ニ關シ特殊ノ功勞アル者ノ表彰
 - 五 海運従業者ノ獎勵、保護
- 第三條 本寄附行爲ノ條項ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得
- 第二章 名稱、事務所
- 第四條 本財團ノ名稱ハ近藤記念海事財團ト稱ス
- 第五條 本財團ノ事務所ハ東京市麴町區丸ノ内二丁目二十番地

74
4

一ニ置ク

第三章 資産及計算

第六條 本財團ノ資産ハ設立者ノ寄附シタル金五拾萬圓竝ニ將來取得スル財産トス

第七條 本財團ノ資産ハ國債證券其他確實ナル有價證券ヲ買入レ又ハ郵便官署若クハ確實ナル銀行ニ預入レ利殖ヲ圖ルモノトス

第八條 本財團ノ目的ヲ遂行スルニ付テノ支出竝ニ通常經費ハ資産ヨリ生スル收入ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 本財團ハ一年ヲ一期トシ十月一日ヨリ翌年三月三十一日マテヲ前半年度トシ四月一日ヨリ九月三十日マテヲ後半年度トシ各其末日ヲ以テ決算期トス

第十條 本財團ノ事業報告書、財産目録、收支計算表ハ毎年四月末日、十月末日マテニ作成スヘシ

第四章 役員

第十一條 本財團ニ左ノ役員ヲ置ク

評議員 十五名以上二十名以内

理事 五名以上七名以内

内 理事長 一名

専務理事 一名

監事 二名以内

第十二條 役員ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス但本財團設

立ノ際ハ設立者之ヲ推薦ス

第十三條 理事長ハ本財團ヲ代表シ事務一切ヲ總轄シ且理事會及評議員會ノ議長ト爲ル

第十四條 専務理事ハ理事長ヲ補佐シ且理事長事故アルトキ之ヲ代理ス

第十五條 監事ハ本財團ノ財産狀況及事務執行ヲ監査ス

第十六條 理事及監事ノ任期ハ三箇年トス但補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期ニ從フ

任期滿了ノ理事及監事ハ後任者ノ就職スルマテ仍ホ其職務ヲ行フ

第十七條 理事長ハ必要ニ應シ本財團ニ於テ施行スヘキ事業ノ調査委員ヲ囑託スルコトヲ得

第十八條 役員ハ總テ無報酬トス
以下省略

74
4

741
42

